

点検評価ポートフォリオ 青森県立保健大学

2023 年 5 月

はじめに

青森県立保健大学は、青森県の保健、医療及び福祉に対するニーズの増大と多様化の中で、健康で生きがいをもって地域で安心して暮らせる社会の構築を目指すために、質の高い保健医療専門職、健康及び福祉の向上に貢献できる優れた人材を育てることを設置の目的とし、1999年に開学した。

健康科学部1学部、看護学科、理学療法学科、社会福祉学科の3学科でスタートし、2008年には県民の健康を守るために重要な役割を果たす管理栄養士の養成を行う栄養学科を開設した。社会や学問の変化に対応した学修を学生に保証するために4～7年に1回全学的なカリキュラム改定を行っており、2023年現在は第5次カリキュラムである。質の高い実践家の育成を目指し、教養教育は「人間」の理解を深める内容とし、専門教育では実践的内容を教授している。加えて、1学部4学科が所属している強みを生かし、多職種連携の地域包括ケアを見据えた実践的教育プログラムである「ヘルスリテラシー科目」を必修科目として置いている。学生の健康や経済状況、大学での豊かな活動への支援を充実させており、学生と教職員が意見を出し合いながら大学運営を進めている。学生が本学に在籍したことに対する満足度はたいへん高く、これらの教育・生活支援の成果と考えられる。卒業生は累計4280名となり、「まじめで倫理観があり表現力が高い」と、社会から高い信頼を得ている。

大学院は、学部の完成年次に続き、2003年に健康科学及び看護学の学位が取得できる博士前期課程を開設し、続いて2005年に博士後期課程を開設した。2011年には取得できる学位に修士(社会福祉学)を追加し、2016年には青森県のニーズを踏まえたCNS(専門看護師)コース(がん看護学領域専攻)を開設した。2023年には、地域の公衆衛生課題に寄与できる人材を育成するために、取得できる学位に修士(公衆衛生学)(MPH)を追加した。2017年に研究領域とカリキュラムの大幅な改定を行い、学部の学科構成によらない、研究対象や手法をベースとした領域編成(保健・医療・福祉政策システム、対人ケアマネジメント、基礎研究・実用技術)とした。これは、健康課題に対して学際的な研究の着想や展開から、様々な健康課題への解決方法を見いだすことを目指したものである。豊かなコースワークにより研究の基礎的能力の獲得ができるよう設定し、

他専門職からの視点を取り入れるオープンな環境でのリサーチワークにより、学際的研究ができる人材を育成している。卒業生は累計346名(博士前期課程285名、博士後期課程61名)となり、保健医療福祉の実践家、研究者、教育者、リーダーとして広く活躍している。

開学時から、地域課題解決に資する研究の推進、地域貢献活動や専門職への教育機会の提供を行ってきたが、これをより組織的に強化するために、2020年に「キャリア開発センター」と「ヘルスプロモーション戦略研究センター」を同時に開設した。

キャリア開発センターは、学部生の就職支援に加えて、専門職のキャリア支援、地域への人材定着と育成を目指した事業、多様性に配慮した職場を作るための事業など、学部生・卒業生・地域の保健医療専門職から職域にいたるまで幅広い支援を行っている。青森県看護協会との連携、青森県の中核を担う病院との連携を進め、県全体の保健医療福祉職のキャリアを支える一端を担っている。

ヘルスプロモーション戦略研究センターは、研究推進と国際交流を含めた社会貢献を目的とした組織である。研究推進としては、テーマを指定した研究助成枠の設置、大学院生や修了生を含む若手研究者への助成等、本学として強化が必要と考えられる研究テーマの推進や研究人材の育成を目指した戦略的な支援を行っている。また、ヘルスプロモーションのための地域活動や学生ボランティアの支援を行っている。国際交流としては、アメリカ合衆国、大韓民国、ベトナム社会主義共和国の大学等との連携協定の下、教育研究活動を行っている。

学部、大学院、キャリア開発センター、ヘルスプロモーション戦略研究センターが、組織間の壁なく連携し協力することで本学の使命を果たすための推進力が生まれている。大学の活動の推進力を生むために必要な組織の構築、教職協働が実現できており、内部統制、外部統制により、大学の活動を俯瞰した上でよりよいものとしていくサイクルを働かせている。

本点検評価ポートフォリオは、開学から四半世紀を迎える節目として、大学の活動を長期的な視点から自己点検する機会となった。強みを生かし、今後起こり得る変化に柔軟に対応できる大学としていくべく今後も自己点検を行っていく所存である。

青森県の人々、学生や教職員、卒業生や修了生、健康科学を学問として探求している人々が期待と信頼を寄せる大学となるべく、一層の発展に努めていく。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること	20
ホ 事務組織に関すること	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ 財務に関すること	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「本学の特色を生かしたカリキュラム (青い森のカリキュラム) に対する教育評価」	37
取組み2 「学生及び教員相互の授業評価を活用した教育改善」	38
取組み3 「大学院生も含めた若手研究者の研究力向上に向けた取組」	39
取組み4 「P D C A サイクルを明確化したF D」	40
取組み5 「大学のミッションを果たすための新型コロナウイルス感染症対応」	41
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「大学の理念・使命に向かう部局横断的活動」	45
取組み2 「Interprofessional Education (I P E) を基盤とした地域のヘルスリテラシー向上を目指す教育」	46
取組み3 「地域に根差した看護職育成のための入試から卒業後までの教育的支援」	47
取組み4 「地域と研究者をつなぐプラットフォームを目指したヘルスプロモーション戦略プロジェクト型研究の推進」	48
取組み5 「県の健康課題解決に資する公衆衛生学修士 (M P H) コースの設置」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

青森県立保健大学

(2) 所在地

青森県青森市大字浜館字間瀬 58-1

(3) 学部等の構成

学 部：健康科学部

看護学科、理学療法学科、社会福祉学科、栄養学科

研 究 科：健康科学研究科

博士前期課程：保健・医療・福祉政策システム領域、対人ケアマネジメント領域、基礎研究・実用技術領域、CNS（専門看護師）コース（がん看護学領域専攻）

博士後期課程：保健・医療・福祉政策システム領域、対人ケアマネジメント領域、基礎研究・実用技術領域

その他の組織：キャリア開発センター、ヘルスプロモーション戦略研究センター、附属図書館

(4) 学生数及び教職員数（2023年5月1日現在）

学生数：学部 912 名、大学院 66 名

教 員：93 名（うち助手 12 名）

職 員：57 名

(5) 理念と特徴

公立大学法人青森県立保健大学の理念は、「青森県の保健、医療及び福祉に係る諸課題の解決に向けて、『いのち』を育んできた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進め、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成するとともに、青森県立保健大学を地域に開かれた大学として地域社会、ひいては国際社会の発展に貢献する。」である。

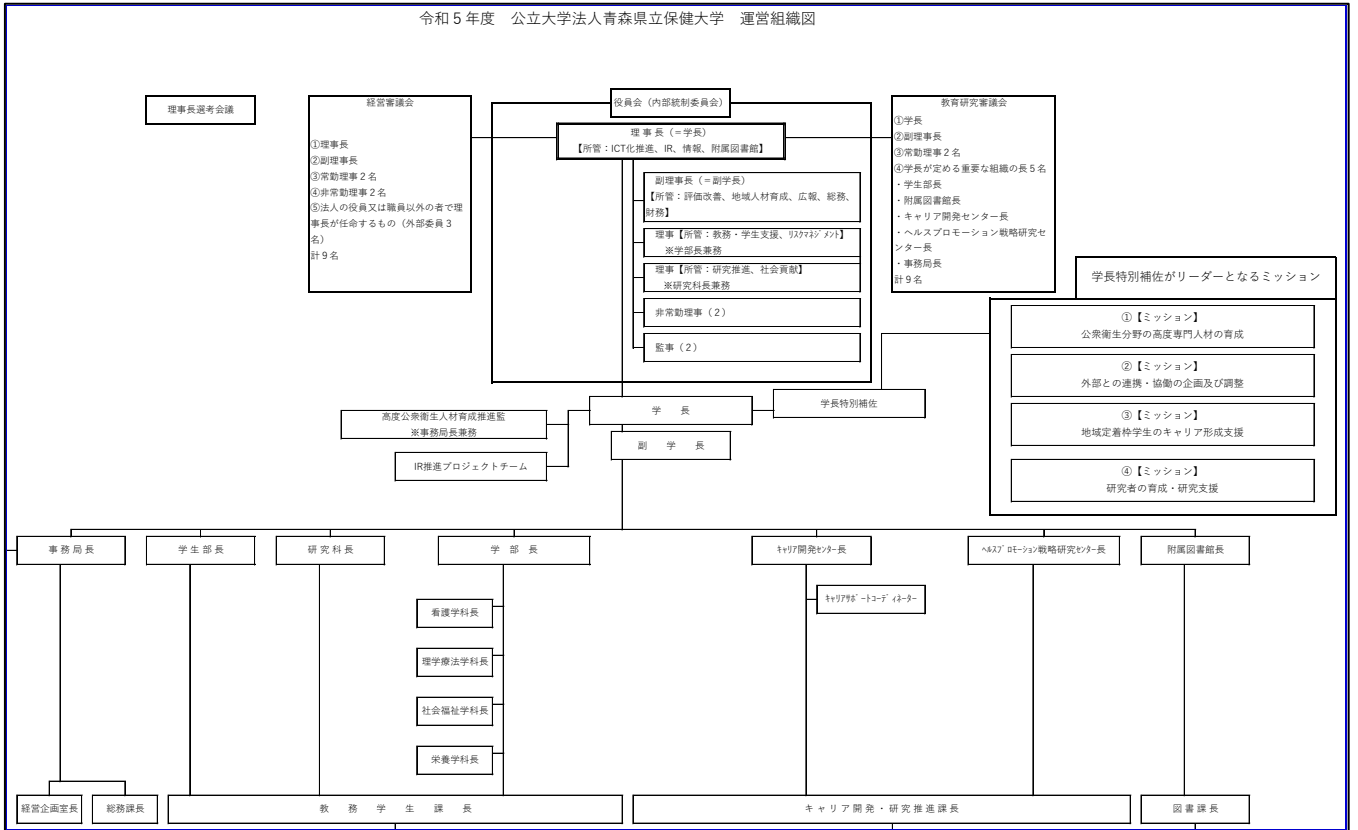
本学の特徴は、学部教育を、地域からの要請が高い保健医療福祉の専門職を育成する 4 学科で構成し、共通する目的である人々の健康を守り高めるための科学、すなわち「健康科学」1 学部としていることである。これにより、確実な専門教育を基盤に、1 学部編成の強みを生かした地域の保健、医療及び福祉の課題に直接に係る多職種連携教育を展開し、専門職としての実践力を高める教育を行っている。

大学院は、博士前期・後期課程を持ち、保健・医療・福祉政策システム、対人ケアマネジメント、基礎研究・実用技術の 3 領域とし、専門職に紐づけられた学部教育と差別化し、学際的な研究活動と多職種混成での教育が可能な体制としている。また、CNS（専門看護師）コース（がん看護学領域専攻）の開設、博士前期課程の取得できる学位に修士（公衆衛生学）（MPH）を追加したことにより、地域課題に直接的に対応できる高度専門職育成を行っていることが特徴である。

学生及び卒業生を含めた地域の保健医療福祉の専門職のキャリアを支援するキャリア開発センター、教職員に加えて、学部学生、修了生を含めた大学院生の研究・社会貢献活動を支援するヘルスプロモーション戦略研究センター、教育研究支援を積極的に行う附属図書館を設置している。これらの附属施設が大学全体及び地域社会に対して果たすべき役割を確認しながら、運営を行っている。

これらの組織が有機的に連携し、「地域の人々の健康を守り発展に貢献する」という理念の具現化に向けて取り組んでいることが本学の特徴である。

(6) 大学組織図

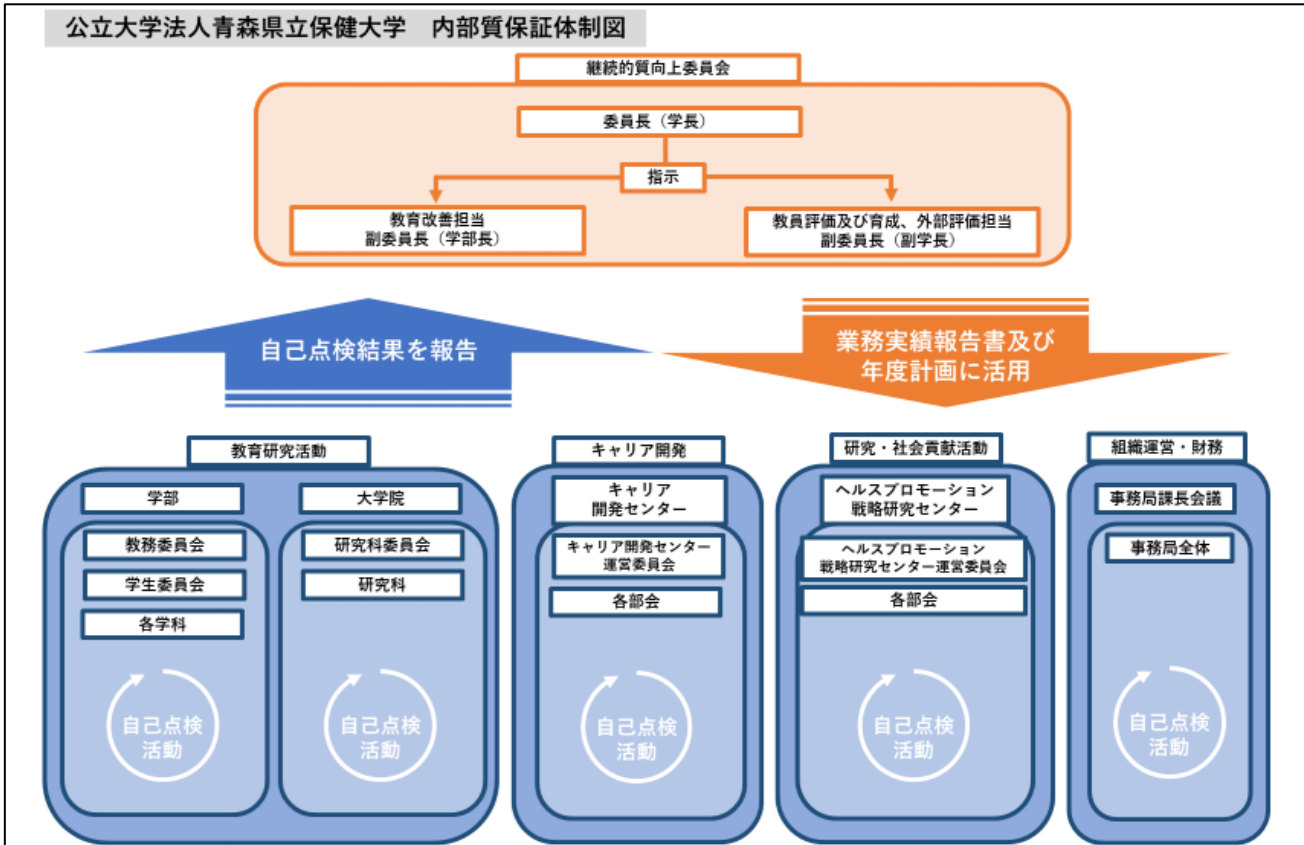


理事長が学長を兼務し、教育改革と経営改革に一体的、迅速に取り組むことのできる組織体制としている。副理事長を含む理事3名が常勤であり、常勤理事が校務を分担して取り組んでいる。これに、外部の非常勤理事2名、監事2名を加えた8名が大学の重要事項の決定を行う役員会の構成員である。法人の主に経営に係る重要事項を審議するために経営審議会を置き、構成員は理事長を含む学内理事4名、非常勤理事2名のほか、多領域からの外部有識者3名を理事長が任命しており、内部・外部の視点や意見をバランスよく取り入れられる組織体制としている。教育研究に係る重要事項を審議するために教育研究審議会を置き、校務の様々な側面でリーダーを務める部局長（後述）を構成員としている。

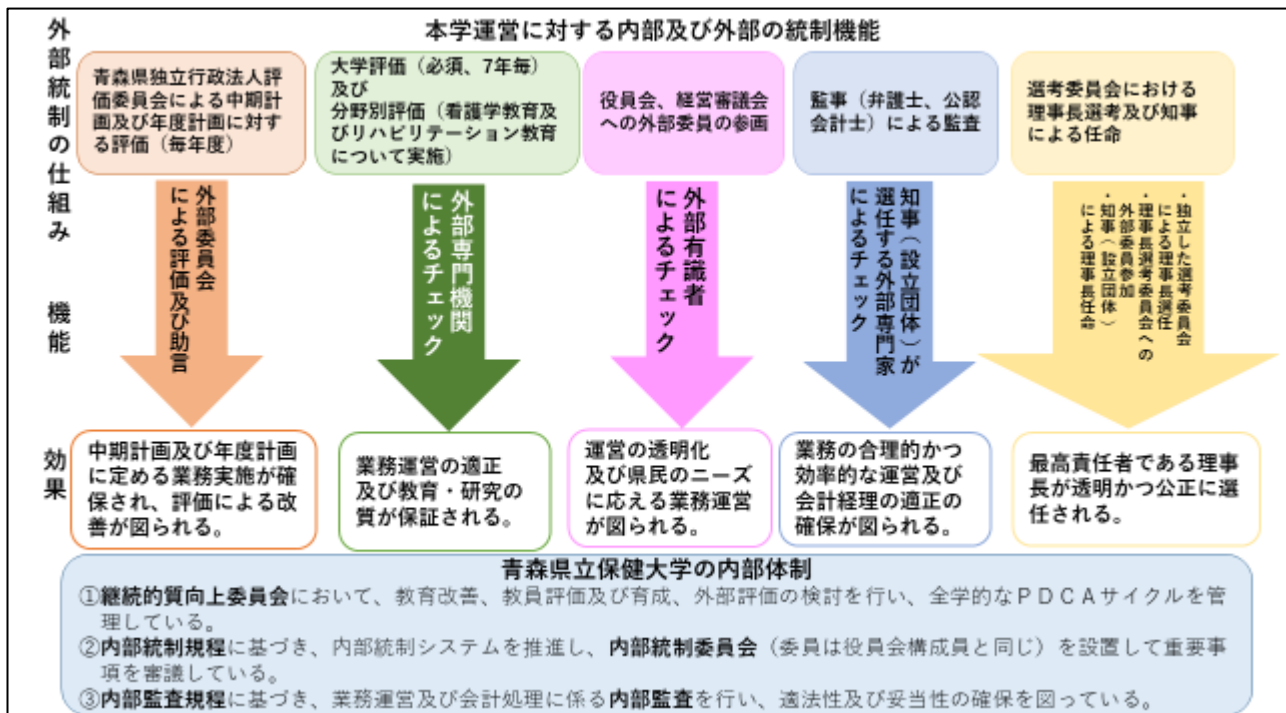
学内組織としては、学長、副学長の下に、研究科長、学部長、学生部長、附属図書館長、キャリア開発センター長、ヘルスプロモーション戦略研究センター長、事務局長を置いている。これらを部局長と呼び、それぞれが大学の各部局の活動を所掌している。事務局は、5つの室・課に分かれ部局長とともに大学運営を担っており、事務局長が事務組織全体を総理している。

学長が特に進展が必要と考えている事柄に対しては、学長直属組織がこれに当たることとしている。高度公衆衛生人材育成推進監は、大学院の修士（公衆衛生学）（MPH）を追加したことによる資源を有効に活用し、青森県における公衆衛生人材の育成や能力向上に資することを目的としている。IR推進プロジェクトチームは、それぞれの部局で行っている自己点検活動から部局間の関連性を見いだすために置かれており、2023年度より稼働することとしている。学長特別補佐は、大学の理念実現のために学長が定めた特定のミッションを担当し、関連する部局長と連携をとりつつ、委員会や会議の学内組織の委員長を務める等して組織を動かし、ミッション達成のための活動を行っている。

(7) 内部質保証体制図



自己点検活動の責任主体は、継続的質向上委員会（以下「質向上委」という。）である。学長を委員長とし、教育改善に係る副委員長を学部長が、教員評価と育成、外部評価に係る副委員長を副学長が担っている。担当部局がそれぞれの活動の評価に必要な情報を収集・アセスメントし、分析を行う。自己点検結果は、月1回開催される質向上委に提出され、協議の上、中期計画・年度計画及び中期計画ロードマップの立案、計画の進捗管理、目標達成評価に活用されている。



また、外部統制（上図）の機能を生かしながら、内部質保証を深化させている。

大学の目的

1 青森県立保健大学学則

(目的)

第1条 青森県立保健大学（以下「本学」という。）は、高度の専門的知識と技術を備え、保健医療・福祉の連携、協力に向けて、社会の幅広い領域で中核的な役割を果たすことのできる優れた人材を育成し、もって地域の人々の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 青森県立保健大学大学院学則

(目的)

第1条 青森県立保健大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、保健、医療及び福祉の連携、統合を図る教育・研究を推進し、保健、医療及び福祉に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究することにより、豊かな学識と高度な専門的能力を備えた人材を育成し、もって学術文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的(教育基本法第7条、学校教育法第83条、大学設置基準第2条関係)

公立大学法人青森県立保健大学は、「青森県の保健、医療及び福祉に係る諸課題の解決に向けて、『いのち』を育んできた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進め、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成するとともに、青森県立保健大学を地域に開かれた大学として地域社会、ひいては国際社会の発展に貢献する。」の理念の下、地域の人々の健康及び福祉の向上に寄与することのできる優れた人材を育成することを目的としている。

大学の使命を、①人間性豊かな人材の育成、②保健、医療及び福祉の発展に寄与できる人材の育成、③地域特性へ対応できる人材の育成、④グローバルな視野をもって活躍できる人材の育成、⑤地域社会への貢献、としている。

2) 学部、学科(大学設置基準第3条及び第4条関係)

大学学則第3条に基づき、看護学科、理学療法学科、社会福祉学科、栄養学科の4学科で構成された健康科学部を設置している。教員数は認証評価共通基礎データのとおり学部として適当な人数を確保している。

3) 収容定員(大学設置基準第18条関係)

表1に示すとおり、大学学則第3条に基づき、学科ごとに定

めており、入学者数と入学定員が大きく乖離することがないように、健康科学部入学試験委員会及び教授会で適正に管理している。入試倍率は2倍を超えており、やや低下傾向にあるが大きな変動はみられない。

編入学は、社会的要請の低下を受けて2020年度に看護学科と理学療法学科の募集を停止した。社会福祉学科と栄養学科は短期大学や他大学からの志願者が一定数あること、入試の多様性を保つ目的があることから募集を継続した。入学定員を満たしてはいるが、アドミッション・ポリシーに則って必要な選抜を行っており、志願者数を注視しつつ、検討を継続することとしている。

4) 附属施設

学生から卒業生を含めた地域の専門職のキャリア支援を継続して行うキャリア開発センター、学部生・大学院生・卒業生・修了生・教職員の研究・社会貢献活動を支援するヘルスプロモーション戦略研究センター、教育研究の円滑な活動を支援する附属図書館を置いている。

5) 大学等の名称(大学設置基準第40条の4関係)

「地域の人々の健康及び福祉の向上に寄与することのできる人材を育成する」という目的を表した名称である。

[表1 収容定員の状況(2023年5月1日現在)]

区分		入学定員	入学者数	収容定員	学生数	収容率
健康科学部	看護学科	105	108	415	437	105.3%
	理学療法学科	31	32	123	134	108.9%
	社会福祉学科	50	57	212	213	100.5%
	栄養学科	30	32	129	128	99.2%
計		216	229	879	912	103.8%

年度	入学定員	受験者数	入学者数	定員充足率
2023	216	514	229	106.0%
2022	216	518	225	104.2%
2021	216	569	229	106.0%
2020	210	587	227	108.1%
2019	210	592	226	107.6%
			過去5年平均	106.4%

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	理念に根差した学部・学科構成であり、適正な定員管理がされている。効果的、効率的に大学の活動を行うための支援組織として附属施設を置いている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	大学学則 第1条（目的） 大学HP 理念と使命
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	（同上）
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	（同上）
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	大学学則 第3条（学部、学科及び学生定員） 第8条（職員） 認証評価共通基礎データ
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	大学学則 第3条（学部、学科及び学生定員）
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	—
⑦	第十八条（収容定員） 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	大学学則 第3条（学部、学科及び学生定員） 第8条（職員） 認証評価共通基礎データ
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	大学学則 第3条（学部、学科及び学生定員）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的(学校教育法第99条、大学院設置基準第1条の2関係)

公立大学法人青森県立保健大学大学院は、「青森県の保健、医療及び福祉に係る諸課題の解決に向けて、『いのち』を育んできた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進め、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成するとともに、青森県立保健大学を地域に開かれた大学として地域社会、ひいては国際社会の発展に貢献する。」の理念の下、学術文化の向上と地域社会の発展に寄与することのできる、豊かな学識と高度な専門的能力を備えた人材を育成することを目的としている。

2) 研究科等(大学院設置基準第2条～第6条関係)

大学院学則第4条に基づき、3つの領域(保健・医療・福祉政策システム、対人ケアマネジメント、基礎研究・実用技術)で構成された健康科学研究科を設置している。教員は、学科専門によらず、研究テーマの特性から各領域に所属する。取得できる学位は、博士前期課程は修士(健康科学、看護学、社会福祉学、公衆衛生学)、博士後期課程は博士(健康科学)であり、学位取得のための学修要件を定めている。教員数は認証評価共通基礎データのとおり適当な人数を確保している。

3) 収容定員(大学院設置基準第10条関係)

表2に示すとおり、大学院学則第4条に基づき課程ごとに定めており、入学者数が入学定員を上回っている。開設時(2003年)は博士前期課程の入学定員を20名としていたが、主に周

辺の大学等の看護教員が学位を取得したこと、看護系大学院が増加したことに伴い定員割れが続いた。これを改善するために2015年度に入学定員を現行の10名に減少させた。一方、領域とカリキュラムの再編成、研究指導教員の増員、CNS(専門看護師)コース(がん看護学領域専攻)の開設、学部からのストレート進学等の推進等、定員充足のための取組を行った結果、2017年度以降は入学定員を満たすようになった。2023年度には社会的要請の高い専門家を育成するために、修士(公衆衛生学)(MPH)の学位を追加したこと、受験者数が大きく伸びた。

収容定員の超過については、教育の質の保証のために、研究科委員会での厳正な審査による研究指導教員数の増加、遠隔授業の質向上に向けたFD研修会の取組や遠隔授業の拡充、さらに各学位課程コース長による学生へのカリキュラムや教育課程に関する助言、相談等により対応している。また、今後も増加傾向が続くことが予想され、研究指導教員も充実していることから、受験動向を注視しつつ、研究科委員会及び研究科入学試験委員会において、収容定員の増加を検討する予定である。博士後期課程についても、博士前期課程からの進学者の増加も含めて恒常的に過剰となることも考えられるため、併せて、収容定員の増加を視野に次期中期計画を立案することを検討する。

4) 研究科等の名称(大学院設置基準第22条の4関係)

「地域の人々の健康及び福祉の向上に寄与することのできる、豊かな学識と高度な専門的能力を備えた人材を育成する」という目的を明確に表した名称である。

[表2 収容定員の状況(2023年5月1日現在)]

区分		入学定員	入学者数	収容定員	学生数
健康科学 専攻	博士前期課程	10	24	20	41
	博士後期課程	4	10	12	25
計		14	34	32	66

区分/年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
博士前期 課程 (入学定員10)	受験者数	7	14	12	12	11	13	16	33
	入学者数	7	14	12	10	10	12	14	24
	定員充足率	70%	140%	100%	100%	100%	120%	140%	240%
	指導教員数	29	33	34	32	38	40	38	40
過去5年平均									
博士後期 課程 (入学定員4)	受験者数	7	5	4	7	6	5	8	13
	入学者数	6	5	4	7	6	5	6	10
	定員充足率	150%	125%	100%	175%	150%	125%	150%	250%
	指導教員数	20	19	21	25	31	31	28	27
過去5年平均									
28.4									

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	志願者数が増加するような、社会的ニーズに合致した大学院組織が編成されている。
改善を要する点	地域社会のニーズに応えるために、次期中期計画に向けて、大学院の収容定員の増加を検討する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<p>大学院学則 第1条（目的）</p>
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	（同上）
③	<p>第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	<p>大学院学則 第3条（課程）</p>
④	<p>第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。</p> <p>2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとするができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	<p>大学院学則 第3条（課程） 第11条（修業年限）</p>
⑤	<p>第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとするができる。</p> <p>3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとすることができる。</p> <p>4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。</p>	（同上）
⑥	<p>第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	<p>大学院学則 第4条（研究科、専攻及び学生定員） 第5条（職員） 認証評価共通基礎データ</p>
⑦	<p>第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。</p> <p>2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	<p>大学院学則 第4条（研究科、専攻及び学生定員）</p>
⑧	<p>第十条（収容定員） 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。</p> <p>3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<p>大学院学則 第4条（研究科、専攻及び学生定員） 第5条（職員） 認証評価共通基礎データ</p>
⑨	<p>第二十二條の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<p>大学院学則 第4条（研究科、専攻及び学生定員）</p>

ロ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教授会(学校教育法第93条関係)

大学学則第13条に基づき、教授会を設置している。原則として年に6回の定例教授会のほか、臨時教授会を複数回開催している。審議事項は、合格者の決定、学部生の入学、学位の授与、カリキュラムや非常勤講師を含めた科目教授教員の決定、その他教育研究に関する重要な事項である。構成員は学長、副学長、学部長、教授である。

2) 教員組織(大学設置基準第7条関係)

教員選考規程、教員選考基準及び教員編成方針に基づき、教員組織を編成している。

教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類に応じ、学科ごとに必要な教員を採用・配置している。全学科共通科目を担当する教員はいずれかの学科に所属している。

採用は公募とし、学内公募と併用して幅広く優秀な人材の登用に努めており、教員編成方針に基づき組織された選考委員会、教育研究審議会、役員会という明確な手順で行われている。職位及び年齢の構成については、学長、学部長、研究科長、常勤理事、学科長の協議を経て学長がコントロールしており、表3に示すとおり、著しい偏りがない。

3) 授業科目の担当(大学設置基準第10条関係)

「授業科目における科目担当者及び科目責任者の変更に関する申し合わせ」に基づき、授業科目の担当教員を配置している。科目責任者は講師以上の職位の者としており、各学科の主要授業科目(必修科目)を担当する本学の教授及び准教授の割合は表4のとおり、各学科66%を超えている。英語は全てネイティブの語学教員を採用している。演習、実験、実習を伴う授業科目は、助手又は実験・実習助手を配置し、細やかな指導を行っている。臨地実習においては、臨地教授・准教授・講師の制度を運用し、質の高い学修を保証している。

4) 専任教員(大学設置基準第12条及び第13条関係)

認証評価共通基礎データに示すとおり、大学設置基準で規定されている必要な専任教員数を配置している。

表5に示すとおり、各学科で主に養成する専門職の有資格者が60%を超えており、医師等、その他の専門職資格を有する教員においても必要数を確保しており、より専門性の高い教育を行っている。保健、医療及び福祉と関連の深い学問分野である、医学、データサイエンス、教育学等の専門性を持つ教員は、専任で専門教育及び教養教育を担っている。

[表3 教員の職位及び年齢の構成]

職位／年代	70歳代	60歳代	50歳代	40歳代	30歳代	20歳代	計
教授(特任含む)	1	17	14	3	0	0	35
准教授	0	1	9	8	1	0	19
講師	0	0	1	11	1	0	13
助教	0	0	2	6	6	0	14
助手	0	0	0	1	8	3	12
合計	1	18	26	29	16	3	93
年齢割合	1.1%	19.4%	28.0%	31.2%	17.2%	3.2%	100%

[表5 各学科で養成する専門職の有資格者の割合]

学科	専門職/区分	教員数	専門職有資格者数	割合
看護学科	看護師	43	38	88%
	保健師		18	42%
	助産師		6	14%
理学療法学科	理学療法士	17	14	82%
社会福祉学科	社会福祉士	16	11	69%
	精神保健福祉士		2	13%
栄養学科	管理栄養士	17	11	65%

[表4 各学科の主要授業科目(必修科目)を担当する教授及び准教授の割合]

学科	必修科目数	必修科目の担当教員				教授及び准教授の割合
		本学の教授及び准教授	講師	助教	非常勤講師	
看護学科	67	52	10	0	5	78%
理学療法学科	63	46	14	0	3	73%
社会福祉学科	44	29	11	1	3	66%
栄養学科	83	79	0	0	4	95%

※表はすべて「2023年5月1日現在」の情報

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教員のうち各学科が養成する専門職の占める割合が高く、専門的・実践的な教育を行うことができる体制である。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>大学学則 第13条（教授会） 教授会規程</p>
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教員組織） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること</p>	<p>大学学則 第8条（職員） 第10条（学長等の職務等） 組織規則 教員選考規程 教員選考基準 教員編成方針 認証評価共通基礎データ</p>
③	<p>第十条（授業科目の担当） 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	<p>健康科学部の授業科目における科目担当者及び科目責任者の変更に関する申し合わせ</p>
④	<p>第十二条（専任教員） 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。</p>	<p>職員就業規則 第28条（職務専念義務） 大学学則 第12条（客員教授等）</p>
⑤	<p>第十三条（専任教員数） 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p>大学学則 第8条（職員） 大学HP 教員数 認証評価共通基礎データ</p>

ロ 教員組織に関すること（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

<p>1) 研究科委員会 大学院学則第7条に基づき、研究科委員会を設置している。原則として年に6回開催し、合格者の決定、学生の入学及び課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項を審議している。</p> <p>研究科は、研究科長及び研究科において特別研究・課題研究を担当する教授で構成している。研究科長が必要と認めるときは、教授、准教授等の教員を構成員とすることができることとしており、准教授や講師の職位でも特別研究・課題研究を担当する教員は全員が所属している。</p> <p>2) 教員組織(大学院設置基準第8条関係) 教員はすべて学部の学科に所属しているが、大学院では、学科混成で3領域(保健・医療・福祉政策システム、対人ケアマネジメント、基礎研究・実用技術)に所属することとしており、所属領域は教員の研究分野による。</p> <p>採用は公募とし、学長、研究科長、常勤理事が、教員編成方針に基づき、学部教育及び大学院教育のバランスを考慮した上で、公募を開始する。選考委員会が応募者の選考を行い、その結果は、教育研究審議会、役員会が承認するという明確な手順で、教員組織の構築がなされている。</p> <p>職位及び年齢の構成については、表6に示すとおり、著しい偏りがない。</p>	<p>3) 指導教員の資格(大学院設置基準第9条関係) 研究科教員資格審査要領に基づき、研究科委員会により資格審査を行い、決定している。</p> <p>また、表7に示すとおり、専攻ごとに置くものとする教員の数については、大学院設置基準で規定されている必要な教員数を配置している。さらに、本学教員に加え、連携している「地方独立行政法人 青森県産業技術センター」による客員教授の指導が可能であり、資格審査は同様に行われている。</p> <p>科目担当教員については、研究科委員会で審査を行い、決定している。</p> <p>4) 専任教員(大学院設置基準第9条の2関係) 認証評価共通基礎データに示すとおり、大学院設置基準で規定されている必要な専任教員数を配置している(本研究科は一定規模数以上の入学定員ではない)。</p>
--	---

[表6 研究科における教員の職位及び年齢の構成 (2023年5月1日現在)]

職位／年代	70歳代	60歳代	50歳代	40歳代	30歳代	20歳代	計
教授(特任含む)	1	10	13	3	0	0	27
准教授	0	0	8	5	1	0	13
講師	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	10	20	6	1	0	40
年齢割合	2.5%	25.0%	50.0%	20.0%	2.5%	0%	100%

[表7 研究指導教員及び研究指導補助教員数の推移(2023年5月1日現在)]

区分／年度		2019	2020	2021	2022	2023	大学設置基準
博士前期課程	研究指導教員	32(21)	38(23)	40(25)	38(27)	40(28)	6(4)
	研究指導補助教員	15(2)	11(4)	9(2)	10(2)	11(3)	
	合計	62(23)	49(27)	49(27)	48(29)	51(31)	
博士後期課程	研究指導教員	25(19)	31(23)	31(26)	28(23)	27(22)	6(4)
	研究指導補助教員	-	-	-	-	-	
	合計	25(19)	31(23)	31(26)	28(23)	27(22)	

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	学部とは異なる研究テーマに沿った教員組織としていることで、職域を問わず、地域の多様なニーズに対応できる。多職種連携による教育、学際的な研究を行う上で、先進的な教育組織となっている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第八条（教員組織） 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。</p> <p>4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。</p> <p>5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>大学院学則 第5条（職員） 第6条（研究科長） 第7条（研究科委員会） 大学院研究科委員会規程 組織規則 教員選考規程 教員選考基準 認証評価共通基礎データ</p>
②	<p>第九条（教員組織） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p>	<p>健康科学研究科教員資格審査要領</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p>	<p>大学院学則 第4条（研究科、専攻及び学生定員） 第5条（職員） 認証評価共通基礎データ</p>

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜(大学設置基準第2条の2関係)

健康科学部では、一般選抜(前期・後期日程)、学校推薦型選抜及び社会人・学士特別選抜を実施している。学校推薦型選抜では看護学科に地域定着枠を置いている。試験問題は、入学者選抜試験問題点検・実施管理要領に則り、学長・副学長・学部長からなる入学者選抜試験管理者が出題や問題を確認する者を指名して委嘱することで、適切な問題を安全に作成する体制が整えられている。合格者の判定は、健康科学部入学試験委員会で協議後、教授会で決定している。

アドミッション・ポリシーは、健康科学部入学試験委員会で協議し、教授会で検討の上、教育研究審議会で決定される。入学するにあたって必要な能力を受験生にわかりやすく表現し、ポリシーと選抜内容との関係をマトリクスで表し、募集要項等で公表している。

2) 教育課程の編成方法(大学設置基準第19条～第23条関係)

ディプロマ・ポリシー(以下「DP」という。)を踏まえてカリキュラム・ポリシー(以下「CP」という。)を制定している。社会の変化に伴い求められる卒業生像が変化することから、4～7年に1度、学部のカリキュラムを改定することとしており、カリキュラム検討に合わせてDPとCPの見直しを行うこととしている。DP、CPは、カリキュラム改定に合わせてカリキュラム検討委員会を立ち上げ、ここでの検討をもとに、教務委員会、教授会を経て教育研究審議会で決定される。

学部カリキュラムは、4学科混合で受講となる人間総合科学科目(教養科目)、学部共通科目(主に4学科混合で多職種連携を学ぶヘルスリテラシー科目)、及び各学科の専門科目で構成し、これらをもってDPに掲げる4つの力(自らを高める力、専門的知識に根差した実践力、創造力、統合的実践力)を育成している。それぞれの科目で育成を目指すDPをシラバスに明記するとともに、カリキュラムマップで全体像を示している。

講義及び演習は15～30時間、実習・実験は30～45時間で1単位としておりシラバスに明示している。各セメスターは授業期間15週と定期試験期間、集中講義期間を設け、学事暦を作成し、教職員及び学生に提示している。国家資格受験のために必要な科目を必修科目とするほか、学修の基盤となる科目、本学の特色であるヘルスリテラシー科目を必修科目としている。人間総合科学科目及び専門科目の一部は、学生の興味関心に沿って選択できる科目を配置している。

3) 授業の方法(大学設置基準第25条関係)

授業形態は、講義、演習、実習(実験)科目に区分され、学修内容に適合した形態とし、授業時間とともにシラバスに明記している。DP到達のために有効な授業方法をCPに明示しており、実践的な学内演習、シミュレーション学習、小グループディスカッション、臨地実習、地域に赴いての実習等、多様な学習方法が導入されている。

4) 成績評価基準等(大学設置基準第25条の2及び第27条関係)

成績評価基準等は、大学学則第36条、第37条及び第49条に規定している。各科目のシラバスに評価方法を明記しているほか、単位の算定基準、GPA制度、進級判定基準、成績評価異議申し立て等を学生便覧に明記し、各学期のガイダンスにおいて学生に周知・指導している。GPAは所属学科の分布とともに学生に交付している。卒業研究の成績については、シラバスに明示した学科ごとの審査基準で判定している。また、正しい成績評価が行われるよう、「成績評価に関する取扱要項」を制定し、定期的に教務委員会で見直され、教員間で共有されている。

【本学の評価と評点】

評価	DPの達成状況	評点	合否
A	十分に達成できている	80～100点	合格
B	達成できている	70～79点	
C	概ね達成できている	60～69点	
D	達成できていない	40～59点	不合格
E		39点以下	

原則として2年次までの必修科目を取得していることを条件に進級判定を行っている。進級は、各学科運営会議、教務委員会を経て教授会で決定されている。卒業判定も同様の手続きで行われている。

5) 履修科目の登録の上限(大学設置基準第27条の2関係)

大学学則第36条の2及び履修規程第15条に基づき、各期において履修登録を行うことができる単位数の上限は、原則として24単位としている。

ただし、編入学生、栄養教諭一種免許状の資格取得を希望する学生等、上限を超えた履修登録を要する学生や、再履修を要する学生、将来を見据えスキルを磨きたい学習意欲の高い学生等は、所定の手続きにより認められれば、上限を超えての履修登録が可能となっている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	社会や時代に即した教育課程を編成できるよう、定期的にかリキュラム検証を行っている。
改善を要する点	各科目の評価区分と到達目標との関係を明確に示すために、次期カリキュラム検討委員会で検討する。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 ※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<p>大学学則 第 27 条（入学資格） 第 29 条（入学者の選考） 健康科学部入学試験委員会規程 教授会規程 試験問題点検・実施管理要領 入学者選抜実施体制</p>
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>大学学則 第 34 条（授業科目） 第 41 条（授業科目の名称及び単位数等） 教務委員会規程 履修規程 大学HP カリキュラムマップ</p>
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>大学学則 第 41 条（授業科目の名称及び単位数等）</p>
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>大学学則 第 35 条（単位の計算方法） 第 41 条（授業科目の名称及び単位数等） 履修規程</p>
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>大学学則 第 22 条（学期）</p>
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>(同上)</p>
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>大学学則 第 41 条（授業科目の名称及び単位数等） 大学HP 教育環境</p>
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること</p>	<p>大学学則 第 36 条（単位の授与） 第 37 条（成績の評価） 第 40 条（卒業） 履修規程 成績評価に関する取扱要項</p>
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	<p>大学学則 第 36 条（単位の授与） 第 37 条（成績の評価） 各学科の卒業研究シラバス</p>
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>大学学則 第 36 条の 2（履修科目の登録の上限） 履修規程</p>

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者選抜(大学院設置基準第1条の3関係) 研究科では、年に2回の入学者選抜を実施している。 研究科入学試験委員会を置き、アドミッション・ポリシー、選抜の内容や方法を検討し、選抜要項を決定している。試験問題は、入学者選抜実施体制に則り、学長・副学長・研究科長からなる入学者選抜試験管理者が出題や問題を確認する者を指名して委嘱することで、適切な問題を安全に作成する体制が整えられている。合格者の判定は、試験の点数による客観的指標、アドミッション・ポリシーへの適合性などを加味した上で、研究科委員会で協議後、決定している。</p> <p>2) 教育課程の編成方法(大学院設置基準第11条、第15条関係) 研究科委員会において、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー(以下「DP」という。)に基づき、教育課程の編成を行い、カリキュラムマップを用いて理解の促進を図っている。 博士前期課程・後期課程ともに、3領域(保健・医療・福祉政策システム、対人ケアマネジメント、基礎研究・実用技術)を置いている。学部で学んだ地域保健、社会福祉、看護、理学療法、栄養などを専門とする学習者が、さらなる専門性の向上と、専門分野や職種の垣根を越えた実践・研究を推進する領域編成となっている。 前期課程のカリキュラムは、基盤科目、専門科目並びに特別研究の「三層」からなるカリキュラムマップにより編成され、基盤科目は柔軟に科目の選択ができるようにしている。各専門科目は「モジュール(理学療法科学、看護学等)」としてパッケージ化し、取得したい学位に応じて科目の選択ができるようになっている。CNS(専門看護師)コース(がん看護学領域専攻)は、日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程認定委員会及び文部科学省の職業実践力育成プログラム(BP)の認定を受けている。2023年度に修士(公衆衛生学)の学位を追加(通称:MPHコース)し、公衆衛生に関する高度の専門知識や技術を有し、中核となって地域の健康課題の解決を図ることができる人材を育成するために、コアとなる公衆衛生5領域(疫学、社会行動科学、環境産業保健学、保健政策・医療管理学、生物統計学)を満たす、共通研究基礎科目、生命科学・生物学科目群、疫学・統計学科目群、ヘルスリテラシー科目群の選択と、既存の保健・福祉政策マネジメントモジュールを履修することで学位が取得できるカリキュラム構成とした。</p>	<p>後期課程のカリキュラムは、共通科目、専門科目、特別研究からなり、特別講義では多領域の先進的な研究に触れる機会を担保している。</p> <p>3) 授業及び研究指導(大学院設置基準第12条、第13条、第15条関係) 講義、演習及び研究指導による授業を行っており、研究指導教員については、研究科教員資格審査要領により研究科委員会で決定している。 社会人が働きながら学べる環境に配慮するべく、土日、夜間、夏季集中により開講し、実習を含む科目以外はWeb会議システムによる遠隔での受講を可能としている。一方、大学での直接的な教授や対面での双方向的な機会も重要であることから、多くの科目で対面とオンラインを併用したハイフレックス型での授業運営を行っている。また、研究指導や研究室のゼミにおいては、Web会議、チャットワークやファイル共有を柔軟に行うことができるよう、学生にも個人アカウントを付与している。</p> <p>4) 成績評価基準・修了認定基準(大学院設置基準第14条の2関係) 成績評価基準は、大学院学則第22条、第23条及び第34条により規定しており、成績評価基準に係る必要な情報を、大学院便覧により明示し、学生に配付している。各科目の評価方法はシラバスに明示しているが、DPと成績評価との具体的な関係性を科目ごとに示していないため、今後、ワーキンググループを立ち上げ、具体的な検討を進める予定である。 修了認定基準は、大学院学則第34条及び大学院履修規程により規定しており、授業科目を履修して規程に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、課程の修了を認定することとしている。単位、成績及び、特別研究の審査結果、最終試験の結果を研究科委員会に提示し、審査を行い、学位の授与を決定している。 授業及び研究指導の方法と内容並びに1年間の計画、授業及び研究指導の計画については、学生に対して、大学院便覧により提示している。研究指導については、標準的なスケジュールを示し博士前期課程1年次の12月に報告書を提出させていたが、より丁寧かつ相互的な確認をするために、「授業・研究指導ポートフォリオ」を作成し、試行している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	地域ニーズに沿ったMPHコース、CNS(専門看護師)コース(がん看護学領域専攻)を設置し、多職種連携教育や学際的な研究につながる教育課程となっている。また、社会人に配慮した学びの環境となっている。
改善を要する点	DPと成績評価との具体的な関係性を科目ごとに明確化するために、今後、ワーキンググループを立ち上げ、具体的な検討を進める予定である。また、博士前期課程学生に対して、より丁寧かつ相互的に学修計画を立案・確認するために試行している「授業・研究指導ポートフォリオ」について、本格的な運用を検討する。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>大学院学則 第15条（入学者の選考） 研究科入学試験委員会規程 大学院研究科委員会規程 入学者選抜実施体制</p>
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>大学院学則 第20条（授業科目） 第26条（授業科目の名称及び単位数等） 大学院履修規程 大学HP カリキュラムマップ（博士前期課程） カリキュラムマップ（博士後期課程）</p>
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。</p>	<p>大学院学則 第26条（授業科目の名称及び単位数等）</p>
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<p>大学院健康科学研究科教員資格審査要領 大学院学則 第24条（他の大学院における授業科目の履修等）</p>
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<p>大学院学則 第20条（授業科目） 第21条（単位の計算方法） 第22条（単位の授与） 第23条（成績の評価） 第26条（授業科目の名称及び単位数等） 第34条（修了） 大学院履修規程 第6条（成績の評価） 大学HP 履修指導及び研究指導の方法・スケジュール 健康科学研究科 学位（修士）審査基準 健康科学研究科 学位（博士）審査基準</p>
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。</p>	<p>大学院学則 第4条（研究科、専攻及び学生定員） 第9条（学期） 第11条（修業年限） 第20条（授業科目） 第21条（単位の計算方法） 第22条（単位の授与） 第23条（成績の評価） 第24条（他の大学院における授業科目の履修） 第25条（入学前の既修得単位の認定） 第26条（授業科目の名称及び単位数等） 第39条（科目等履修生）</p>

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 校地・校舎、附属施設、施設・設備等(大学設置基準第34条～第36条、第40条関係)

本学の教育研究用途の主要校地は、青森市浜館に所在する1箇所のみであり、表8に示すとおり、大学設置基準により規定されている必要な面積と比較して十分な面積を有している。

校舎施設は、管理・図書館棟(附属図書館)、教育研究A棟(看護系教室棟)、教育研究B棟(理学療法・社会福祉系教室棟)、教育研究C棟(栄養系・大学院関係教室棟)、C棟学生棟(サークル室、学生寮「あずまし寮」、C棟厚生棟(コミュニティ・ホール)、体育館、テニスコート、300mトラック、多目的グラウンド、交流センター(食堂)及び講堂を有しており、講義、演習、実験、研究活動、課外活動、自主学習などで有効に活用している。各棟はいずれも回廊によってつながっており、荒天時等の利便性を図っている。また、各教育研究棟において、本学の学部の特長や教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具を備えており、これらの校舎施設や機械、器具等については、大学院と共有している。

施設・設備の特徴としては、学科の特性に合わせて、実際の施設等で使用している機器類を整備しているほか、学内実習の充実を図るため、シミュレーション教育専用の教室を整備し、成人及び小児の高忠実度シミュレーターを設置している。シミュレーションルームは全学科での活用を視野に構築したもので、看護学科のみならず栄養学科の演習で用いるなど活用範囲を広げている。さらに、新型コロナウイルス感染拡大による助産学実習の制限を契機に、産科救急シミュレーションシステムを新たに導入した。産科医の減少に伴い、助産技術の質向上が必要とされる中、これらの施設整備は社会要請に応えるものである。

また、学内ネットワーク環境の充実を図るため、2020年度から、計画的にLANケーブル更新及び無線アクセスポイントの増設を行っている。

このほか、学生がリラックスした環境で英語教育を受けられるよう、ネイティブ教員が講義室に出身国等に関する展示を行うなど、ソフト面での工夫も行っている。

開学後25年となり、開学時に整備した教育・研究用備品等の更新が必要となっている。小規模の備品は向こう5年間の整備計画を各学科から提出させ、計画的に更新している。校舎等の大規模な修繕に関しては、県と協議しながら計画的な更新を図ることとし、一部については2022年度から着手してい

る。

[表8 青森県立保健大学の校地・校舎面積]

区分	校地面積(m ²)	校舎面積(m ²)
大学設置基準	8,790	7,133
本学	90,225	35,592

2) 附属図書館(大学設置基準第38条関係)

図書、学術雑誌、視聴覚資料そのほか教育研究に必要な資料を整備して本学の学生、教職員等の利用に供し、その教育研究に資するとともに、保健、医療及び福祉等に関する生涯学習の振興及び地域の文化の向上に貢献することを目的に附属図書館を設置している。

附属図書館には、閲覧席のほか、グループ学習室、研究個室及びメディアスペースがあり、保健、医療及び福祉の専門分野に特化した蔵書約14万冊を有している。そのほか、電子書籍、電子ジャーナル、データベースといった電子資料を積極的に導入し、学内外からアクセスできる環境を備え、利便性の向上を図っている。また、学内者を対象に無人開館を実施しており、平日の早朝や夜間、日祝日等の図書館職員が不在の時間帯も利用できる環境を整備している。職員は司書資格を有する6名(常勤職員2名、非常勤嘱託員4名)を配置しており、常勤職員2名については図書館専任とし、10年以上の実務経験を有している。

本学の教育研究活動で作成された電子的形態の成果や教育資源(大学雑誌、ブックレット)等のアーカイブ化を進め、学内外に無償で発信及び提供するとともに、「青森県立保健大学リポジトリ『A-plus(アプラス)』」を運用し、研究成果のオープンアクセス化に向けた取組を推進している。さらに、研究に必要な学術データベースに対して優先的に予算を配分し、図書館による研究者支援機能を充実させている。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

基本的な施設や設備の整備に加え、高機能のシミュレーターの整備やソフト面での工夫により、教育研究機能の充実を図っていること。学内ネットワーク環境のための設備更新を計画的に行っていること。

改善を要する点

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>大学HP 教育環境 認証評価共通基礎データ</p>
②	<p>第三十五条（運動場） 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	(同上)
③	<p>第三十六条（校舎施設等） 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	(同上)
④	<p>第三十八条（図書等の資料及び図書館） 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>図書館規程 第2条（目的） 第7条（事務） 図書館委員会規程 大学HP 附属図書館</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<p>大学HP 教育環境</p>

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 事務組織(大学設置基準第41条、大学院設置基準第42条関係)

大学学則第7条及び大学院学則第5条に基づき、事務局を設置している。事務局の組織体制は、組織規則第40条により規定され、経営企画室、総務課、図書課、キャリア開発・研究推進課、教務学生課で組織しており、所掌の事務を遂行している。職員の内訳は表9のとおりであり、常勤職員のうち本学採用の割合が92%と高い。

[表9 職員の内訳(2023年5月1日現在)]

室課名	総数	常勤	非常勤等
事務局長	1	1	
経営企画室	7(1)	6(1)	1
総務課	17	5	12
図書課	6	2	4
キャリア開発・研究推進課	12	5	7
教務学生課	15(1)	8(1)	7
計	58(2)	27(2)	31

※()内は、設置団体からの派遣職員数

事務局組織の運営においては、事務職員人材育成方針に基づく人材育成、キャリアプランシートの活用による適切な人員配置及び職員提案による事務改善等を行って、組織の活性化を図っている。

2) 厚生補導の組織(大学設置基準第42条関係)

厚生補導について、主に2つの委員会があり、学生の課外活動及び学生の奨学金等の推薦、そのほか学生生活に関することを取り扱う学生委員会、学生の健康管理、学生の相談に関することを取り扱う保健管理委員会を設置している。

また、厚生補導を行うための専任の職員として、教務学生課に課外活動や奨学金等の事務を担う職員を配置し、学生の各種活動の支援や相談への対応を行っている。保健室には養護教諭1名を配置し、応急処置のほか心や体、障害等に関する相談をできる体制を整えている。このことに加え、週1回、カウンセラー(臨床心理士・公認心理師)がカウンセリング室で、進

路、体や心の不調、勉強、対人関係など、広く相談を受ける体制も整えている。

このほか、学生生活を支える体制として、「本学の学生生活支援のネットワーク体制」を確立しており、前述した厚生補導を行っている。

3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制(大学設置基準第42条の2関係)

ディプロマ・ポリシーにおいて、「自らを高める力」として、自律した学習の組み立てや他者への適切な表現力、「専門的知識に根差した実践力」として、実際に人々や地域と関わる力、人権や倫理観を体現できること、「統合的実践力」として、連携協調のためのコミュニケーション能力やメンバーシップ・リーダーシップの獲得を掲げており、大学での学修の中で社会的・職業的自立に必要な能力を育成する体制があると言える。

また、本学が育成する学生が、能力を十分に発揮できるキャリアを見だし、生涯を通じたキャリア開発ができるよう、多方面からの支援を行うために、キャリア開発センターを設置している。本センターは、専門的就職支援相談員を置き、就職ガイダンスやセミナーなど社会人としての基礎的能力の獲得のために段階的な支援を行っている。これに加え、学科ごとに卒業生を招いてのガイダンスを行い、同窓会とのネットワークをもとに、卒業後の職業人としてのイメージを無理なく持つことを促すための事業を行っている。就職先との適切なマッチングのために、独自の就職説明会を設け、直接的なやり取りができる機会の確保に努めている。

さらに、在学中の支援のみならず、専門職としてよりキャリアアップができるよう、専門職対象の研修や、同窓会主催の研修の支援を行っている。また、大学院の充実、本学卒業生の、研究者や教員、高度実践家へのキャリアアップの支援につながっている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	常勤職員のうち本学採用職員の割合は92%と際だって高い(※公立大学においては、設立団体からの派遣職員がほとんど(90~100%)を占める大学が45%である(2021年度公立大学事務局長等連絡協議会研修資料))。これにより、設立団体の組織改編や人事異動に左右されない、長期的な視点での組織運営ができる体制となっている。そして、本学採用職員に対する、事務職員人材育成方針、キャリアプランシート及び職員提案による事務改善等により組織の活性化を図っている。 また、学部の教育に加え、キャリア開発センターを中心としたキャリア支援が充実している。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	大学学則 第7条（事務局） 組織規則 第40条（分掌事務）
②	第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	学生委員会規程 キャリア開発センター運営委員会規程 キャリア開発ポリシー キャリア開発センター運営委員会学生キャリア開発部会内規 キャリア開発センター運営委員会専門職キャリア開発部会内規 キャリア開発センター運営委員会地域定着推進部会内規 大学HP 学生生活支援のネットワーク体制
③	第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	キャリア開発センター運営委員会規程 大学HP 学生便覧 学生のキャリア支援
	大学院設置基準	
④	第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	大学院学則 第5条（職員）

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 3つのポリシーの策定状況(学校教育法施行規則第165条の2関係)</p> <p>学部・学科及び研究科ごとに、3つのポリシーを策定しており、目的・理念に即したものとなっている。学部のアドミッション・ポリシー(以下「AP」という。)は健康科学部入学試験委員会、ディプロマ・ポリシー(以下「DP」という。)とカリキュラム・ポリシー(以下「CP」という。)は教務委員会での審議後、教授会で審議している。研究科の3つのポリシーは研究科委員会が主体となり、案の作成と、修正を行う。すべてのポリシーは教育研究審議会で決定される。</p> <p>現在の学部APは大学入学共通テストの変更を加味して2020年、DPとCPは第5次カリキュラムの策定前の2016年に、研究科のポリシーは2017年に見直しの上、策定し、社会の変化等に合わせ、適時、改定を行っている。</p> <p>2) 学部の各ポリシーの概要と一貫性</p> <p>(1) DP</p> <p>第2期中期計画策定時に、将来構想委員会が設立された。この協議の中で学部学生として必要な能力が話し合われ、これを基にして教務委員会で原案を作成した。</p> <p>卒業時に必要な能力として、①自らを高める力、②専門的知識に根差した実践力、③創造力、④統合的実践力の4つの力を掲げている。「自らを高める力」「統合的実践力」は学科を問わず必要な学部共通の能力として位置付けている。「専門的知識に根差した実践力」「創造力」は共通部分及び、それぞれの学科に特化して必要な能力を抽出している。</p> <p>4つの力をそれぞれ3～4つの下位能力に分類し、どの科目でどのような力を身につけることができるか、カリキュラムマップを用いて学生に周知している。</p> <p>(2) CP</p> <p>「本学のカリキュラム構成」「4つの力を育成するCP」の2本柱で方針を掲げている。「本学のカリキュラム構成」では、科目群とそれらが主に育成するDPについて解説している。「4つの力を育成するCP」は、専門教育としての個別性が大きいことから学科別に記述し、4つの力の下位能力ごとに、その力を身につけるために必要な教育課程や方法に対応させて示している。学生にとっては、「何を、何のために、どのように学ぶか」がわかるポリシーとなっており、シラバスにこれを反映させ、学生に提示している。</p>	<p>(3) AP</p> <p>受験主体である高校生に理解できるように、高校で取得する能力に応じ、①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等の能力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を軸とし、加えて、④意欲、専門分野への興味・関心の4つの枠組みを用いている。</p> <p>健康科学部全体で定め、これに沿い、各学科で学ぶために必要とされる能力を定めている。入学試験の内容や方法と、APとの関連を「選抜方法とAPの対応表」としてマトリクス化し、選抜募集要項等に公表している。</p> <p>3) 研究科の各ポリシーの概要と一貫性</p> <p>博士前期課程のDPでは、所定の教育課程の修了単位を修得し、学位基準に沿って修士論文の最終審査において、「保健、医療及び福祉の諸課題を科学的・理論的に分析し、社会に発信する能力を修得した者」に修士の学位を授与することとしている。DPの達成のために、CPに3つの科目(共通科目、専門科目、特別研究)で学ぶ内容を具体的に記載している。APでは、本大学院の設置の目的に沿い、「健康科学への問題意識が高く、リーダーや教育者として社会に貢献する意欲の高い人材」を求めることとしている。ポリシーに則って、選抜試験では積極的に取り組む意欲や能力を総合判定するという方針としている。</p> <p>博士後期課程のDPでは、「保健、医療及び福祉の諸課題を科学的・理論的に分析することにより、その深い理解と真理の探求を達成し、社会にその成果を発信したと判断される者」に、博士の学位を授与することとし、CPでは、それぞれの科目で学ぶ内容や方法について掲げた。APでは、「問題意識と意欲に加え、研究者や教育者となって社会貢献する人材」を求めることを掲げた。これに則り、選抜試験では、研究活動に積極的に取り組む意欲や能力を総合判定するという方針を示した。</p> <p>DPとCPの一貫性に加え、前期課程から後期課程への教育研究上の展開も示したポリシーとなっており、専門職の枠を超えて、地域の保健、医療及び福祉人材の入学を期待することが方針として明白に掲げられている。</p> <p>2023年度に修士(公衆衛生学)(MPH)を追加したことから、既存のコースを含めて、各学位課程の特色をより明確に示すために、同年度5月にDPを改定した。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	3つのポリシーについて一貫性があり、DPとCPの関連が学生にマトリクス化されてわかりやすく示されている。学部、研究科ともに、それらの評価・改定に関して、検討を行い、審議・決定する組織体制やプロセスが明白である。APは受験生が、受験科目と対応させてわかりやすい内容となっている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>大学HP 令和6年度入学者選抜要項 3つのポリシー（学部） 3つのポリシー（大学院）</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教育研究活動等状況の公表(学校教育法施行規則第172条の2第1項関係)</p> <p>(1) 教育研究上の目的 大学ホームページ(以下「HP」という。)、大学案内、入学者選抜要項などの入試関連パンフレット(以下「入試関連パンフレット」という。)、学生便覧により公表している。</p> <p>(2) 3つのポリシー HP、大学案内、入試関連パンフレット、学生便覧により、学部及び学科、研究科それぞれの3つのポリシーを公表している。学部のアドミッション・ポリシーは、受験生の理解を促すために受験科目との関連性をマトリックス化した表を公表している。ディプロマ・ポリシー(以下「DP」という。)及びカリキュラム・ポリシーは、新入生に対して「ラーニングスキル」の授業において、主旨と内容、カリキュラムとの関連性を丁寧に説明する時間を設けている。シラバスにはその科目が育成する能力(DP)を明記している。研究科のポリシーも同様に大学院便覧に公表し、新入生ガイダンスで説明を行っている。</p> <p>(3) 教育研究上の基本組織 HPに定款、役員、組織図により公表している。HPのトップページに各学科及び研究科のタブを写真付きで掲載しており、アクセスしやすいものとなっている。</p> <p>(4) 教員組織、教員数、教員の学位及び業績 HPに組織図、教員数、教員の学位及び業績を公表している。教員の学位及び業績は、教員評価と連動させており、教員評価の際にリサーチマップに登録させ、その内容を教員評価の実績及び、研究者総覧としてそのままHPにリンクさせることとしており、最新の情報となっている。 教員数は、本学の様々なデータをグラフ化した「グラフで見る青森県立保健大学」で教職員数と学科所属割合、性別、職位別教員数、教員1人あたり学生数をHPに公表している。さらに、「データで見る保健大学」シリーズとして、公式インスタグラムを通じて発信している。</p> <p>(5) 入学者の数、収容定員、学生数、卒業者(修了者)数及び進路状況 HP及び大学案内により公表している。入学者の数は、学科や選抜ごとの倍率とともに「過去の入試情報」として10数年分閲覧することが可能である。「グラフで見る青森県立保健大学」において、志願倍率、試験区分別受験者数と合格者数、出身高校都道府県別入学者、学生数(大学院を含む)、学科別学</p>	<p>生男女比率、休退学者数をわかりやすく図にしてHPに公表し、公式インスタグラムを通じて積極的に発信している。</p> <p>(6) 授業科目、授業方法及び内容、カリキュラム HP、学生便覧、シラバスにより公表しており、学期ごとのオリエンテーション等で説明をしている。シラバスには授業の目標、時間、内容や方法、DPとの関連、成績評価方法等必要事項が掲載され、統一した正確な内容となるように、学部は教務委員会の中にシラバス作成小委員会を組織し、すべてのシラバスを教務委員が確認して承認している。大学院は担当職員がすべてをチェックして承認するシステムとしている。</p> <p>(7) 学修成果に係る評価及び卒業(修了)の基準に関すること HP及び学生便覧で公表しており、学期ごとのオリエンテーション等で説明をしている。 学修成果に係る評価として、国家試験合格状況や就職率について、大学案内やHPで公表している。卒業生の満足度調査は「グラフで見る青森県立保健大学」としてHP及び公式インスタグラムで公表している。授業改善アンケートの結果は、学生用グループウェアを通じてフィードバックし、HPでも公表している。学修成果可視化への取組については、査読のある学術誌に資料として発表し、教育改善に関わる先進的な事例として、広く参照・引用できるようにしている。</p> <p>(8) 施設、設備その他教育研究環境に関すること HP及び大学案内により公表している。</p> <p>(9) 授業料、入学科料その他の費用 学生の経済支援の観点で奨学金や授業料等の減免に関する内容と併せて、HP、大学案内、入学者選抜要項などにより公表している。奨学生数、授業料減免の実態は、「グラフで見る青森県立保健大学」で公表している。</p> <p>(10) 修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること HP及び大学案内、学生便覧により公表し、学期ごとのオリエンテーション等で説明をしている。生活実態や満足度は、「グラフで見る青森県立保健大学」で公表している。さらに、「データで見る保健大学」「在学生生活調査」シリーズとして、公式インスタグラムを通じて積極的に発信している。</p> <p>2) 情報公表体制の整備 部局長及び事務局課長級が全員メンバーとなる広報委員会で情報公表内容について検討し、公表を進めている。情報セキュリティに関しては情報委員会が所掌して管理している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	HPに公表している「グラフで見る青森県立保健大学」や、公式インスタグラムで、大学の情報を広くわかりやすく発信している。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	大学HP 教育情報の公表
	学校教育法施行規則	
②	第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	大学HP 教育情報の公表 大学案内 入学者選抜要項 研究者総覧 過去の入試情報 学生便覧 グラフで見る青森県立保健大学 広報委員会規程 広報基本方針

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 自己点検・評価の体制(学校教育法第 109 条、学校教育法施行規則第 166 条関係)</p> <p>学長を委員長とし、理事、部局長、学科長及び各室課長で構成される継続的質向上委員会(以下「質向上委」という。)が主体となり、全学的な自己点検・評価に関するPDCAサイクルを管理している。</p> <p>自己点検・評価の一つである中期目標・計画、年度計画及び業務実績報告書については、各部署等で作成した内容を質向上委で入念にすり合わせ、監事の外部監査を受けた上で、評価委員会に提出し、大学ホームページ(以下「HP」という。)で公表している。また、学内の教職員自らもPDCAサイクルの重要な構成員であることを理解してもらうために、評価結果とともに、大学が重点的に取り組んできた取組と自己評価、並びにそれに対する評価委員会からの解説を加えた動画を作成し、全学的な周知と意識改革を図っている。</p> <p>教育の評価として、分野別評価機構による評価が可能な学科においては積極的に受審しており、看護学科は 2020 年度に一般社団法人日本看護学教育評価機構からの「適合」の評価を受けた。理学療法学科は 2018 年度に一般社団法人リハビリテーション教育評価機構からの「適合」の評価を受けた。</p> <p>2) 直近の大学機関別認証評価(学校教育法第 109 条関係)</p> <p>2016 年度の大学機関別認証評価において、「適合」の評価を受けており、HPで公表している。</p> <p>本認証評価において、改善勧告として1項目、努力課題として4項目の改善報告を求められ、質向上委を中心に検討を進め、2020 年度に改善報告書を提出し、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」が「なし」となった。</p> <p>3) 教員と事務職員等の連携及び協働(大学設置基準第2条の3、大学院設置基準第1条の4関係)</p> <p>大学組織上のほとんどの委員会について、事務局室課長が陪席ではなく委員となって運営に参加している。教員を主な対象としたFD研修会についても、事務職員にも広く声をかけて参加を促しており、職員は、業務に関連があるFD研修会には積極的に参加している。</p> <p>4) FD・SD研修会(大学設置基準第 25 条の3、第 42 条の3、大学院設置基準第 14 条の3、第 43 条関係)</p> <p>(1) FD研修会</p> <p>質向上委を中心に、下記のとおりPDCAサイクルを意識して実施している。年度始めに、各部署等で業務実績報告書から</p>	<p>課題を抽出し、FD研修会を計画する。質向上委において、課題、目的、対象及び方法等の妥当性を審議・検討し、修正された計画に沿って、提案した各部署等がFD研修会を実施する。可能な限り、部局横断的に実施する。企画した各部署等で、共通のアンケートをもとに、自己点検・評価を実施する。FD評価シートを作成し、質向上委において、FD評価シート及び年間のまとめをもとに評価し、課題解決の提案をする。</p> <p>(2) SD研修会</p> <p>年度ごとに事務局内にSD部会を設置しており、各室課から1人ずつ部会員を配置し、当該年度のSD研修会について、室課横断的に検討し、実施している。2022 年度は本学の実情を踏まえ、「予算や大学の運営」のテーマであった。</p> <p>5) 学生の学習成果を適切に把握する取組</p> <p>アセスメント・ポリシーに則り、学部は教務委員会、大学院は研究科委員会が所掌して取り組んでいる。機関レベルでは、国家試験合格率や就職率、進学率、研究科修士の転機、雇用者調査を指標としている。学位プログラムレベルでは、GPAや学生調査、学科独自の評価、研究科では、授業改善アンケートと研究公表状況や社会実装を指標としている。科目レベルでは、それぞれの成績評価や授業改善アンケート結果、ピアレビュー結果を用いてアセスメントを行っている。</p> <p>アセスメントの結果は、質向上委において共有され、課題の発掘と解決方法の提案、強みの進展に係る議論がされ、これを年度計画に反映している。</p> <p>6) 教員評価</p> <p>評価活動が教員としての能力開発(FD)となるように、自律的な目標管理の枠組みに基づき、教員評価を実施している。目標は本学が教員としての能力開発のために作成したFDマップを用いて立案し、学科内評価委員会との面接をもとに設定する。実績の評価は、自己申告された活動報告をもとに、学科内評価委員会が一次評価を行い、学長が最終評価を行っている。1年ごとに評価を行ってきた課題として、評価者・被評価者並びに担当事務の時間的コストが多であることや長期的な研究活動の推移が見えにくいことが挙げられたことから、任期制を軸とした2～3年間の複数年度評価に改正して 2023 年度から新たな方式での評価を行っている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	実質的な教職協働が実現している。教員の能力開発(FD)が系統的に行われており、問題点の解消のアクションが起こされている。アセスメント・ポリシーに則って教学マネジメントが系統的に行われている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	大学学則 第2条（評価） 大学HP 中期目標・中期計画 大学機関別認証評価
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	—
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	—
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	継続的質向上委員会規程 第2条（審議事項等）
	大学設置基準	
⑤	<p>第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	—
⑥	<p>第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	—
⑦	<p>第四十二条の三（研修の機会等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	職員研修規程 第2条（研修の目的） SD部会研修計画 FD研修会開催実績 SD研修会開催実績
	大学院設置基準	
⑧	<p>第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	—
⑨	<p>第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	—
⑩	<p>第四十三条（研修の機会等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	職員研修規程 第2条（研修の目的）
	法令外の関係事項	
⑪	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	大学HP 成績評価とGPA制度

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 財務状況(大学設置基準第 40 条の3、大学院設置基準第 22 条の3関係)</p> <p>財務状況は、安定的な収入を確保しており、収入が支出を上回る状況にある。設置団体に経営努力と認められた剰余金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てるための目的積立金とし、適宜、取崩して執行している。</p> <p>歳入増に向けては、2022 年度に特定基金に関する取扱いを定めたほか、2023 年4月には、施設設備の老朽化や地域と連携した戦略的な取組に係る将来の財政需要を見越し、クラウドファンディングの実施に係る要綱を整備した。</p> <p>歳出削減の取組として、毎年度、予算編成方針を示して、スクラップ&ビルドを基本とする効率的な当初予算編成を行っているほか、全学的な省エネルギー対策(電気・燃料費緊急事態宣言、2022 年 11 月)及びリサイクル・ペーパーレス推進(ペーパーレス化宣言、2023 年3月)による経費節減に取り組んでいる。</p> <p>2) 教育研究環境の整備</p> <p>(1) 教育環境</p> <p>P20 に記載のとおり各教育研究棟において、本学の学部の特長や教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具を備えている。校舎施設や機械、器具等については、大学院とも共有している。</p> <p>2022 年度には、2025 年度までの今中期計画期間中に必要となる大規模修繕及び高額備品のリスト化及び研究用の新規備品のニーズ調査を行い、施設設備の現状と今後の整備ニーズ、併せて本学財政の現状及び見通しを全学で共有した。</p>	<p>(2) 研究環境</p> <p>外部団体や研究者・実践家等との様々な連携のもとに地域の課題解決に資する研究を計画的に実施し、研究成果を発信するとともに、社会実装へとつなげることを目的とした「プロジェクト型研究」(研究期間3年)を2020 年度に立ち上げ、目的積立金を財源として実施してきた。また、社会における保健、医療及び福祉分野の向上(ヘルスプロモーション)に資する課題についての単独または複数の研究者による研究で、分野に関わらず本学の教育研究の質向上、地域との連携や課題解決など社会への貢献・還元を目的とした「ヘルスプロモーション戦略研究」(研究期間1年)、若手研究者の研究を促進し外部資金の獲得に向けた研究実績となる研究を支援することを目的とした「若手・大学院生奨励研究」(研究期間1年)といった研究助成枠を設け、外部資金の獲得促進や若手研究者の育成を図っている。</p> <p>さらに、2021 年度は、若手教員や大学院生等が研究活動及びその発信を効果的に行うことを目的とした、国内外の学術雑誌へ研究成果を発表する際に必要となる経費を支援する「論文発表推進特別支援助成金制度」を創設した。また、外部資金の獲得に向けて、外部資金獲得のための情報提供や研修会を行っているほか、ヘルスプロモーション戦略研究センターと本学大学院との連携をさらに強化し、研究者交流や共同研究を促進するため、外部講師を招いての特別講義や地域の専門職種にも参加を促したワークショップ等を開催している。</p> <p>2023 年度当初予算では、電気料金等の高騰により、人件費等の義務的経費を除き対前年度比で7%程度のマイナスシーリングとせざるを得なかったが、研究予算については前年度とほぼ同額を確保した。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>財務状況は安定しており、設置団体に経営努力と認められた剰余金を活用し教育研究環境の整備に着実に取り組んでいる。ヘルスプロモーション戦略研究センターは、地域の課題に即した部門横断型の研究や大学院生・若手研究者を支援するための十分な研究費を確保しており、限られた財源を有効に活用している。</p>
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	大学HP 財務状況
	大学院設置基準	
②	第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	(同上)

又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) ICT環境の整備 全学的なICT環境の整備のため、情報委員会を設置し、学内の情報ネットワーク運用基本方針及び運用基準等についての審議・検討を行っている。 また、会議ツール Webex®を導入し、学生及び教職員に個々のアカウントを付与している。学生は講義やゼミにおいて、教職員間では Web 会議や連絡手段として、即時的・効率的なインタラクティブな環境が整備されている。</p> <p>2) 学生支援体制 (1) 学習支援体制 事務局からの支援として、履修登録に関しては、各学期始まりに履修ガイダンスを行うほか、教務学生課や各学科の教務委員も個別に相談を受ける体制を整えている。また、図書館を午前0時まで開館し、ハード面でも学習を支援する体制を整えている。 教員への相談体制として、オフィスアワー制度を導入している。学科ごとの特性を踏まえ、チューター制度や学年担任制度をとって教員に相談しやすい体制を整えている。 各学科において、国家試験対策委員会を設置しており、受験対策に関する情報提供、個別的な助言など、学科ごとの特性に合ったサポートを行う体制としている。</p> <p>(2) 特別な支援を行うことが必要な学生への支援体制 障害者差別解消推進会議を設置し、学長が委員長となり、全学的に取り組んでいる。2021 年度には本学における支援対象、支援の内容、支援の流れ、申請方法をよりわかりやすく解説した「青森県立保健大学障害学生支援ガイド」を作成し、これに係る教職員向けのFD研修会を実施し、体制を強化した。聴覚障害、運動器障害、発達障害などを持つ学生からの要請があり支援を行っている。年度末の評価では、学生からの支援に対して高評価を受けている。</p> <p>(3) 経済的支援体制 ア 入学料及び授業料の減免 高等教育の修学支援新制度の対象機関に認定されており、本制度に準じて、入学料及び授業料の減免をしている。従前の授業料等減免制度については、経過措置制度として、2023 年度まで運用することとしている。また、本学独自の制度として、①東日本大震災に伴う学生支援事業による授業料免除制度、②授業料4分の1免除制度（高等教育の修学支援新制度の家計基準不適合者が対象）、③社会人・学士に対する授</p>	<p>業料免除制度、④大学院生に対する授業料免除制度を行っており、②～④の制度については、高等教育の修学支援新制度の対象ではない学生を大学独自でカバーする趣旨で制度設計されたものであり、必要な学生への経済的支援が適切に行われている。</p> <p>イ 奨学金 日本学生支援機構の奨学金について、各期で説明会を行い、学生に周知を図っている。地方公共団体等の奨学金については、学内電子掲示板を通じて、広く周知を図っている。</p> <p>ウ その他の特別な支援 新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、経済的に困難となった学生に対し、大学寄附金を財源に、経済状況書類審査不要・無利子無担保で 10 万円を貸与する「緊急支援一時金」、学外実習において新たに負担が生じた宿泊料等に対し1泊 5,000 円を上限にした助成を行い、速やかに経済的支援を行うことができた。</p> <p>(4) 就職・キャリア支援体制 キャリア開発センターの下部組織である学生キャリア開発部会が所掌している。資格を持つ就職相談専門員、部会委員となる学科教員、教員が連携して主に以下の取組を行い、就職率も高く、就職支援や就職先への満足度も高く維持している。</p> <p>ア 就職支援サイト「リンリンズNAVI」を運用し、どこからでも情報にアクセスできる体制としている。学内では掲示板、リンリンズルーム(学生センター)を通じて、就職情報を提供している。</p> <p>イ Web 面接や Web 説明会など、オンラインによる就職活動を支援するため、通信機器や照明機材などを備えたオンライン用個室ブースを4台設置しているほか、オンラインでの筆記試験に対応可能な環境を整えるため、キャリアサポートルームを整備している。</p> <p>ウ 「就職活動ガイドブック」及び「就職の手引き」による就職活動支援を行っている。</p> <p>エ 就職ガイダンス、合同事業所説明会、就職活動セミナーの開催し、情報提供を強化している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>特別な支援を行うことが必要な学生への支援体制が有効に機能しており、支援に対して評価が高い。学生の就職支援についてキャリア開発センターで専門的に行っている。</p>
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	情報委員会規程 大学HP 教育環境
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	看護学科運営マニュアル(チューター制度) 大学HP 学生生活支援体制 オフィスアワー 就職サポート
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	青森県障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 障害者差別解消推進会議に関する申し合わせ 手続きフロー図(障害学生等支援実施要領) 大学HP 障害のある学生支援について
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	大学HP 授業料・減免 奨学金
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	—

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

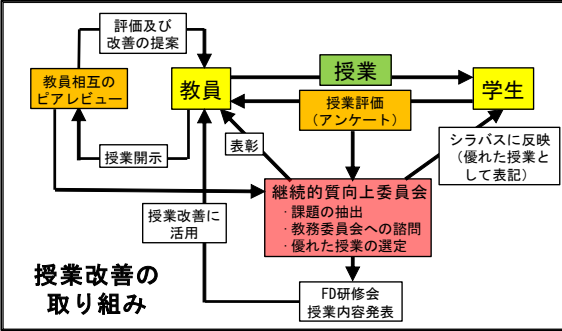
<p>自己点検活動の責任主体は、継続的質向上委員会(以下「質向上委」という。)である。学長を委員長とし、教育改善に係る副委員長を学部長が、教員の評価と育成、内部・外部評価に係る副委員長を副学長が担っている。</p> <p>教学マネジメントのうち、①3つの方針、授業科目・教育課程の編成・実施、学習成果・教育成果の把握・可視化は、学部は教務委員会及び各学科が、大学院については研究科委員会が所掌している。②FDは質向上委が直接所掌している。③SDは事務局内に置くSD部会が自己点検評価活動を行っている。学習成果の把握は、2020年度に作成したアセスメント・ポリシーに則って行っている。機関レベルでは、国家試験合格率や就職率、研究科修了生の転機、雇用者調査を指標としている。学位プログラムレベルは、学部ではGPAや学生調査等、大学院では研究発表の状況や成果の社会実装を指標としている。科目レベルは、成績評価や授業改善アンケート結果、ピアレビューを行っている。</p> <p>No.1「本学の特色を生かしたカリキュラム(青い森のカリキュラム)に対する教育評価」は学部の学位レベル、No.2「学生及び教員相互の授業評価を活用した教育改善」は科目レベル、No.3「大学院生も含めた若手研究者の研究力向上に向けた取組」は大学院の学位レベル、No.4「PDCAサイクルを明確化したFD」はFD、No.5「大学のミッションを果たすための新型コロナウイルス感染症対応」は大学全体の危機管理に係る自己分析活動の取組として示した。</p> <p>学生の生活支援に係ることについては学生委員会が、学生の就職支援・専門職のキャリア開発及び若者の地域定着に係る活動については、キャリア開発センターが自己点検活動を行っている。研究活動については、大学院生は研究科委員会が点検し、教員や大学院修了生はヘルスプロモーション戦略研究センターが、社会貢献活動とともにしている。組織運営や財務については、事務局課長会議が責任主体となり、各室課において自己点検活動を行っている。大学の評価活動は質向</p>	<p>上委が直接点検評価を行っている。</p> <p>各部局で行った自己点検結果は、月1回開催される質向上委に提出され、協議の上、中期計画・年度計画及び中期計画ロードマップの立案、計画の進捗管理、目標達成度の評価に活用される。本学の中期計画は「大学の教育研究等の質の向上に関する措置」「業務運営の改善及び効率化に関する措置」「財務内容の改善に関する措置」「教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置」「その他の業務運営に関する措置」を柱とし、大学活動全般に係るきめ細かなものとしている。項目ごとに年度計画を立て、半期ごとに自己評価を行い、外部統制を含めた評価活動を行うことで、教学マネジメントを含めた自己点検評価活動を行っている。</p> <p>IRは、それぞれの部局が評価に必要なデータを収集、分析し、質向上委での自己点検評価基準と改善活動、方針の決定に活用してきた。2023年度以降は、データの提供を受けた学長直轄のIR推進プロジェクトチームが、データ間の関連等を含めた専門的解析活動を行うこととしている。</p> <p>自己分析活動の公表は、それぞれの情報の性質によって異なる方法で周知している。社会に向けての発信としては、年度計画及び評価結果をホームページで公表している。加えて、「グラフで見る青森県立保健大学」を作成して公表している。この内容はSNSを用いてよりわかりやすく発信している。教員に対しては、教員会議(オンデマンド視聴を含めて教員全員が参加)や学科運営会議で共有し、学長が動画で大学運営の重要事項を伝達している。学生に対しては、授業改善アンケートの結果等をホームページで公表するほか、学生用グループウェアで発信している。</p>
--	---

2) 自己分析活動の取組み(目次) ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	本学の特色を生かしたカリキュラム(青い森のカリキュラム)に対する教育評価【学習成果】	37
2	学生及び教員相互の授業評価を活用した教育改善【学習成果】	38
3	大学院生も含めた若手研究者の研究力向上に向けた取組	39
4	PDCAサイクルを明確化したFD	40
5	大学のミッションを果たすための新型コロナウイルス感染症対応	41

3) 自己分析活動の取組み

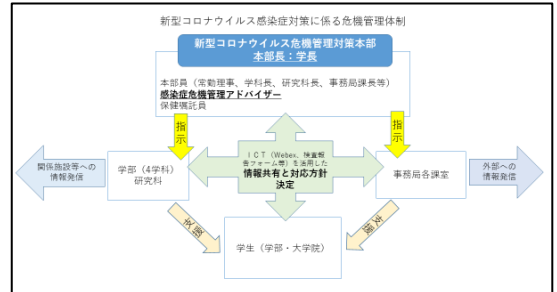
タイトル (No. 1)	本学の特色を生かしたカリキュラム（青い森のカリキュラム）に対する教育評価【学習成果】																																																																																			
分析の背景	<p>地域のヘルスリテラシー向上を支援できる人材育成のため、2018年度からヘルスリテラシー科目群を強化した第5次カリキュラム（青い森のカリキュラム）を開始した。教学マネジメントに求められる「社会人になってからの卒業生の評価」を意識し、ディプロマ・ポリシー（以下「DP」という。）に対応したカリキュラム評価となるよう本学の教学マネジメントを整理した。GPA、就職率、国家試験合格率、各種調査等により新・旧カリキュラムの学生の伸長度を測り、当該カリキュラムの教育効果を分析する。</p>																																																																																			
分析の内容	<p>1. カリキュラム評価のためのシステム 本学DPに則した能力を習得できたか、教務委員会、学生委員会、キャリア開発センター、学科等の連携によりアセスメントデータを収集し、結果を解析している。その結果は継続的質向上委員会において評価され、本学のカリキュラムの改善や教学マネジメントの質向上に活用している。</p> <p>2. GPAによる分析 GPAの集計結果（各種平均値と分布）を、毎年学内教職員及び学生に公表している。学年平均値は4年生が一番高い傾向であり2.71～2.87であった。また、旧カリキュラム（2017年度）とそれ以降の新カリキュラムのGPAを比較すると、新カリキュラムのほうが若干高い傾向であり、2.40以上と高値で推移している（青色が旧カリキュラム、オレンジ色が新カリキュラム）。</p> <table border="1" data-bbox="368 842 1410 1117"> <thead> <tr> <th>GPA平均値</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年生</td> <td>2.38</td> <td>2.49</td> <td>2.45</td> <td>2.52</td> <td>2.49</td> <td>2.45</td> </tr> <tr> <td>2年生</td> <td>2.39</td> <td>2.35</td> <td>2.52</td> <td>2.50</td> <td>2.53</td> <td>2.40</td> </tr> <tr> <td>3年生</td> <td>2.56</td> <td>2.64</td> <td>2.62</td> <td>2.73</td> <td>2.65</td> <td>2.78</td> </tr> <tr> <td>4年生</td> <td>2.75</td> <td>2.71</td> <td>2.80</td> <td>2.72</td> <td>2.87</td> <td>2.84</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 就職率、就職先による卒業生のDP達成と調査結果とその分析 主な就職先からの卒業生の評価を知るため、青森県内の保健医療福祉施設に対し、DPに紐づいた調査を実施したところ、卒業生の能力で「あると思う」と答えた割合が70%を超えた項目は、「まじめ」「教養」「専門的知識」「表現力（書く）」「倫理的態度」「自分で学ぶ力」「表現力（話す）」であり、50%より少ない項目は「うたれ強い」「リーダーシップ」であった。DPに掲げた能力はほとんど身につけているものの、うたれ強さやリーダーシップを身につけることができる教育方法の工夫が必要であると分析する。</p> <p>4. 国家試験合格率 多くの試験で100%に近い高値を維持しており、充実した学部教育を軸とし、側面サポートである国家試験対策が有効に機能していると推察される。</p> <table border="1" data-bbox="368 1516 1378 1776"> <thead> <tr> <th>国家試験合格率（%）</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師</td> <td>100</td> <td>97.2</td> <td>98.1</td> <td>100</td> <td>97.2</td> </tr> <tr> <td>保健師</td> <td>96.7</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>助産師</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>80.0</td> </tr> <tr> <td>理学療法士</td> <td>96.4</td> <td>100</td> <td>96.8</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>82.4</td> <td>84.3</td> <td>60.9</td> <td>82.0</td> <td>81.3</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士</td> <td>100</td> <td>92.3</td> <td>93.8</td> <td>100</td> <td>90.0</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士</td> <td>97.1</td> <td>97.1</td> <td>93.9</td> <td>94.1</td> <td>97.1</td> </tr> </tbody> </table>	GPA平均値	2017	2018	2019	2020	2021	2022	1年生	2.38	2.49	2.45	2.52	2.49	2.45	2年生	2.39	2.35	2.52	2.50	2.53	2.40	3年生	2.56	2.64	2.62	2.73	2.65	2.78	4年生	2.75	2.71	2.80	2.72	2.87	2.84	国家試験合格率（%）	2018	2019	2020	2021	2022	看護師	100	97.2	98.1	100	97.2	保健師	96.7	100	100	100	100	助産師	100	100	100	100	80.0	理学療法士	96.4	100	96.8	100	100	社会福祉士	82.4	84.3	60.9	82.0	81.3	精神保健福祉士	100	92.3	93.8	100	90.0	管理栄養士	97.1	97.1	93.9	94.1	97.1
GPA平均値	2017	2018	2019	2020	2021	2022																																																																														
1年生	2.38	2.49	2.45	2.52	2.49	2.45																																																																														
2年生	2.39	2.35	2.52	2.50	2.53	2.40																																																																														
3年生	2.56	2.64	2.62	2.73	2.65	2.78																																																																														
4年生	2.75	2.71	2.80	2.72	2.87	2.84																																																																														
国家試験合格率（%）	2018	2019	2020	2021	2022																																																																															
看護師	100	97.2	98.1	100	97.2																																																																															
保健師	96.7	100	100	100	100																																																																															
助産師	100	100	100	100	80.0																																																																															
理学療法士	96.4	100	96.8	100	100																																																																															
社会福祉士	82.4	84.3	60.9	82.0	81.3																																																																															
精神保健福祉士	100	92.3	93.8	100	90.0																																																																															
管理栄養士	97.1	97.1	93.9	94.1	97.1																																																																															
自己評価	<p>高い国家試験合格率の維持等、各分析の内容から、学生は卒業までに着実に成長し高い教育効果をもたらされていると評価する一方で、リーダーシップの発揮等に課題があることが判明した。今後これらの分析結果を踏まえ、第6次カリキュラム改定に向けて課題を検討し、地域のヘルスリテラシー向上を支援できる人材育成を目指す。</p>																																																																																			
関連資料	<p>①卒業時満足度調査結果、②GPA分布について（2017～2022年度）、③就職率、④青森県保健医療福祉研究 4(1)；32-39：2022. DOI、⑤国家試験合格率、⑥教務委員会規程、⑦継続的質向上委員会規程</p>																																																																																			

タイトル (No. 2)	学生及び教員相互の授業評価を活用した教育改善【学習成果】																																																																																			
分析の背景	授業改善を目的に、学生に授業改善アンケートによる授業内容の評価、教員相互の授業内容のピアレビューなどの教育改善活動を行っている。それらの内容が教員にフィードバックされているか、授業改善に活用されているかを検証し、授業改善の成果を分析する。																																																																																			
分析の内容	<p>1. 教育改善のためのシステム</p> <p>継続的の質向上委員会（以下「質向上委」という。）では、学部長が副委員長として教育改善に取り組んでいる。主な取組は、「学生による授業改善アンケートの実施」、その結果に基づいた「優れた授業科目の選出」、及び教員相互に行う「ピアレビュー」である。結果に基づき、質向上委において課題を抽出し、必要に応じて教務委員会に課題改善を諮問している。</p>  <p>2. 学生による授業改善アンケートの活用と分析</p> <p>学生による授業改善アンケートは、ディプロマ・ポリシーを獲得できる授業であったか等を問う内容となるよう作成した。2018年度から回答方法を Web にした影響で、一時的に回答率が低下したが、高い回答率に回復している。直近5年間のアンケートの科目の実施率は100%であった。回答率及び各ポリシーの達成度と総合評価（5点満点）は以下のとおりであり、学生の評価は高く推移していた。</p> <table border="1" data-bbox="292 920 1378 1234"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">2019</th> <th colspan="2">2020</th> <th colspan="2">2021</th> <th colspan="2">2022</th> </tr> <tr> <th>前期</th> <th>後期</th> <th>前期</th> <th>後期</th> <th>前期</th> <th>後期</th> <th>前期</th> <th>後期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回答率(%)</td> <td>57.8</td> <td>50.5</td> <td>48.5</td> <td>45.2</td> <td>78.1</td> <td>77.0</td> <td>80.1</td> <td>77.7</td> </tr> <tr> <td>自らを高める力</td> <td>4.4</td> <td>4.4</td> <td>4.4</td> <td>4.5</td> <td>4.4</td> <td>4.5</td> <td>4.4</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>専門的知識に根差した実践力</td> <td>4.3</td> <td>4.4</td> <td>4.4</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.6</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>創造力</td> <td>4.2</td> <td>4.3</td> <td>4.2</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> <td>4.4</td> <td>4.3</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>統合的実践力</td> <td>4.1</td> <td>4.2</td> <td>4.1</td> <td>4.2</td> <td>4.2</td> <td>4.3</td> <td>4.2</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>総合評価</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> <td>4.4</td> <td>4.3</td> <td>4.4</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>個々の授業の結果は担当教員に通知するとともに、結果のまとめは学生及び教員全体に公表している。結果を受けた授業改善の成果については、シラバスに項目欄を設けて記載している。</p> <p>3. 優れた授業科目の選定とFD研修会による優れた授業方法の共有</p> <p>授業改善アンケートで高い評価を得た授業科目から「優れた授業科目」を選出し、選出された科目は次年度のシラバスにその旨を明記し、学生の授業選択材料としている。授業改善を目的に開催するFD研修会において、「優れた授業科目」に選出された授業科目の授業方法を発表する機会を設けている。出席した教員の83%が「自身の今後の授業をする上で参考となった」との評価であった。</p> <p>4. 教員相互の授業のピアレビューとその活用</p> <table border="1" data-bbox="746 1514 1401 1592"> <thead> <tr> <th>ピアレビュー実施率(%)</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>75</td> <td>80</td> <td>87</td> <td>68</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table> <p>教員相互の授業内容の「ピアレビュー」を随時行っている。レビュー結果をとりまとめた後、積極的に評価できる点は教員全員に公開し他の教員の参考とさせる一方、改善すべき点は被レビュー教員に個別にフィードバックしている。なお、直近5年のピアレビュー実施率の平均は81%であり、主に所属学科の教員間での実施が多かった。</p>		2019		2020		2021		2022		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	回答率(%)	57.8	50.5	48.5	45.2	78.1	77.0	80.1	77.7	自らを高める力	4.4	4.4	4.4	4.5	4.4	4.5	4.4	4.4	専門的知識に根差した実践力	4.3	4.4	4.4	4.5	4.5	4.6	4.5	4.5	創造力	4.2	4.3	4.2	4.3	4.3	4.4	4.3	4.4	統合的実践力	4.1	4.2	4.1	4.2	4.2	4.3	4.2	4.2	総合評価	4.3	4.3	4.3	4.4	4.3	4.4	4.3	4.3	ピアレビュー実施率(%)	2018	2019	2020	2021	2022		75	80	87	68	96
	2019		2020		2021		2022																																																																													
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期																																																																												
回答率(%)	57.8	50.5	48.5	45.2	78.1	77.0	80.1	77.7																																																																												
自らを高める力	4.4	4.4	4.4	4.5	4.4	4.5	4.4	4.4																																																																												
専門的知識に根差した実践力	4.3	4.4	4.4	4.5	4.5	4.6	4.5	4.5																																																																												
創造力	4.2	4.3	4.2	4.3	4.3	4.4	4.3	4.4																																																																												
統合的実践力	4.1	4.2	4.1	4.2	4.2	4.3	4.2	4.2																																																																												
総合評価	4.3	4.3	4.3	4.4	4.3	4.4	4.3	4.3																																																																												
ピアレビュー実施率(%)	2018	2019	2020	2021	2022																																																																															
	75	80	87	68	96																																																																															
自己評価	教育改善の取組を質向上委で全学的に協議し評価できるシステムとなっている。学生による授業改善アンケートの回答率が回復し、精度が高くなった情報を踏まえて「優れた授業科目」を選出するとともに、シラバスへの反映やFD研修会での授業の紹介により教員全体に共有され、授業改善に役立っている。ピアレビューは多くの教員が実施しているが、学科を超えての実施が十分浸透していない傾向があるため、今後、改善を図りたい。授業改善の成果として学生の習得度と満足度は大変高く推移しており、質の高い授業が行われていると評価する。																																																																																			
関連資料	①シラバス様式・記載例、②2022年度FD評価シート（私の授業方法）、③ピアレビュー実施票及び2022年度ピアレビュー実施報告																																																																																			

タイトル (No. 3)	大学院生も含めた若手研究者の研究力向上に向けた取組																								
分析の背景	<p>本学は、地域の「健康と福祉」の未来をリードし、健康科学の研究拠点となることを目指している。若手教員及び大学院生の研究力向上は、未来を担う地域人材の育成と研究成果の発信という観点から、地域に対する「知」の還元につながる。そこで、ヘルスプロモーション戦略研究センター(以下「研究センター」という。)と大学院健康科学研究科(以下「研究科」という。)が協働し、学内共同研究参画の推奨や研究成果公表の支援等に取り組んでいる。これらの支援の有効性について分析を行った。</p>																								
分析の内容	<p>1. 若手研究者や大学院生支援のためのシステム</p> <p>大学院生からの支援への意見・要望は、主に「大学院研究教育改善アンケート調査」によって収集し、研究科委員会で結果を共有し課題を抽出する。研究センターとの協働が必要な場合は、研究センター長が委員長として運営する研究センター運営委員会において研究科長が支援内容の提案を行う。一方、若手研究者や大学院生への「若手・大学院生奨励研究」「論文支援助成金」等の助成については、研究センター運営委員会において、採否や運営等の決定を行っており、これらの実績については、業務実績報告書により本学ホームページで公表している。両委員会でご自己点検した内容については、継続的質向上委員会にて分析し、必要に応じて次年度計画に反映する。両委員会はその年度計画に沿って支援を行う。</p> <p>2. 研究科による「大学院研究教育改善アンケート調査」の結果と分析</p> <p>調査の結果、院生研究費における報償費執行の要望があり、2022年度から謝金による支出を可能とした。また、実験機器導入のための助成制度の要望もあり、2018年度から教員を対象としていた助成制度に、大学院生の応募を認めることとした。さらに、若手教員や大学院生が研究活動及びその発信を効果的に行い、国内外の学術雑誌へ研究成果を発表する際の経費を助成するため、2022年度に論文発表推進特別支援助成金制度(以下「論文支援助成金制度」という。)を創設した。</p> <p>3. 研究センターによる「若手・大学院生奨励研究」助成制度の整備と分析</p> <p>応募件数は堅調に増加しており(表1)、研究費獲得及び研究実施に対する意欲向上との現れと能力開発が進んでいると分析した。一方、不採択の研究課題については、その要因の分析や募集件数等の再検討が必要と考えている。</p> <table border="1" data-bbox="927 1144 1474 1249"> <caption>表1 「若手・大学院生奨励研究」の応募数・採択数の推移</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学院生</td> <td>2 / 2</td> <td>2 / 2</td> <td>8 / 10</td> </tr> <tr> <td>若手研究者</td> <td>6 / 6</td> <td>3 / 3</td> <td>2 / 3</td> </tr> </tbody> </table> <p>数字は、採択数/応募数</p> <p>4. 研究成果の公表の支援</p> <p>1) 青森県保健医療福祉研究発表会(以下「研究発表会」という。)での発表の推奨</p> <p>研究センターが主催する研究発表会での発表を、大学院生に奨励した。本研究発表会は県内の大学、市町村や保健所等の実践家及び研究者が発表する。大学院生の発表者数は増加している(表2)。この結果から、若手研究者は研究発表会での発表体験を通して、研究者の基礎的能力である学会抄録の書き方や発表手順等を体験的に学ぶことができていると考えている。</p> <table border="1" data-bbox="995 1361 1474 1467"> <caption>表2 研究発表会における大学院生及び若手研究者の発表数の推移</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学院生</td> <td>3件</td> <td>14件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>若手研究者</td> <td>12件</td> <td>7件</td> <td>7件</td> </tr> </tbody> </table> <p>数字は、口述発表及びポスター発表を含む。</p> <p>2) 論文支援助成金制度による論文投稿の推奨</p> <p>論文が受理されていること等を条件に論文の掲載料を助成する制度であり、利用数は2022年度で5件(若手研究者:2件、大学院生:3件)であった。本助成金制度の発足により若手研究者の研究活動及び論文投稿が促進されると考えている。</p>		2020	2021	2022	大学院生	2 / 2	2 / 2	8 / 10	若手研究者	6 / 6	3 / 3	2 / 3		2020	2021	2022	大学院生	3件	14件	16件	若手研究者	12件	7件	7件
	2020	2021	2022																						
大学院生	2 / 2	2 / 2	8 / 10																						
若手研究者	6 / 6	3 / 3	2 / 3																						
	2020	2021	2022																						
大学院生	3件	14件	16件																						
若手研究者	12件	7件	7件																						
自己評価	<p>研究助成への申請件数の増加、研究発表会での発表件数の増加、論文支援助成金制度への申請が堅調に推移していることから、研究科と研究センターが共同で行っている若手研究者及び大学院生の育成支援は一定の成果があると考えている。これらの成果が、海外での学術学会発表につながられるように、2020年度に設けた「学生海外学習活動助成金」事業を推進していく予定である。今後、外部資金の申請や獲得、質の高い論文発表に寄与できているかを継続分析する必要があると考えている。</p>																								
関連資料	<p>①将来構想(2018年4月)、②大学院研究科委員会規程、③ヘルスプロモーション戦略研究センター運営委員会規程、④大学院研究教育改善アンケート調査</p>																								

タイトル (No. 4)	P D C Aサイクルを明確化したF D																							
分析の背景	F D研修会は、P D C Aサイクルの「Action」として位置付けられていることが多く、大学の質の維持向上のために重要である。2022年度よりP D C Aサイクルを明確化したF D評価シートを作成し、評価指標を一本化し、継続的質向上委員会（以下「質向上委」という。）において、企画、成果分析、評価まで一元的にコントロールすることとした。これらが大学の質向上に資するかを分析した。																							
分析の内容	<p>1. F D研修会実施と評価のシステム</p> F D研修会に係るP D C Aサイクルのコントロールは以下の通りである。①F D研修会実施前に部局長及び学科長は課題をもとにPを記載して質向上委に提出し協議の上決定する。②実施し、統一した評価アンケートを用いて評価する。③実施後、F D評価シートにD C Aを記載し質向上委に提出する。④質向上委で妥当性と改善点を協議する。⑤年度内のすべてのF D研修会終了後、全体分析を行い協議する。 <p>2. F D研修会の実施状況</p> 部局長及び学科長から課題に沿ったテーマが提出され、2022年度は16件実施した。主なテーマは、学生支援は「発達障害学生への関わり」、教育力向上は「教育実践の紹介」「ヘルスリテラシー科目群の評価」、研究力向上は「論文の書き方」等があり、各学科で独自に教育研究上の課題がとり上げられた。いずれも本学の課題解決や発展に資するものと認められた。方法は対面、オンライン、ワークショップ、グループワークとテーマに沿って多様であった。質向上委での事前企画検討では、「できる限り録画配信して教育機会を確保したほうが良い」「教育資源の有効活用の観点から大学院生や職員を対象に加えたほうが良い」という意見があり、企画に改善を加えた。 <p>3. 評価アンケートの分析</p> 全16件のうち統一した評価アンケートで調査ができた13件では、5つのテーマに対して5件法（良好な順に5～1）で参加者から評価を受けた（各回答者は13～45名）。平均及びレンジ（最低～最高）を下表に示した。4を下回った企画はなく評価が良好であり、最も高かったのは研究科主催の「わかりやすく、面白い論文を書こう」、次いで栄養学科主催の「管理栄養士の卒後リカレント教育によるスキル向上」、社会福祉学科主催の「研究テーマと社会福祉教育」であった。質問項目中、「質向上に寄与できる」の評価と、「興味」「意義」「役に立つ」の個人的評価との大きな乖離はみられず、F D研修会は教員個人及び大学の質向上に寄与できるものであったと評価した。 <table border="1" data-bbox="292 1429 1396 1547"> <thead> <tr> <th>(n=13)</th> <th>目的的理解</th> <th>興味</th> <th>意義</th> <th>役に立つ</th> <th>質向上への寄与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均値の平均</td> <td>4.41</td> <td>4.50</td> <td>4.46</td> <td>4.38</td> <td>4.41</td> </tr> <tr> <td>平均値のレンジ</td> <td>4.13～4.71</td> <td>4.31～4.79</td> <td>4.31～4.79</td> <td>4.16～4.88</td> <td>4.08～4.83</td> </tr> </tbody> </table> <p>課題は、オンデマンド配信において視聴者数が把握できなかったこと、アンケート回答率が正確に把握できなかったことであった。これらの課題解消のために、質向上委で、視聴の状況がわかる配信ツールを検討すること、アンケート回答率を上げるための取組を行うこと、研修テーマとF Dマップとの連携を図り、能力開発に必要な研修テーマをわかりやすく示す取組を検討することとした。</p>						(n=13)	目的的理解	興味	意義	役に立つ	質向上への寄与	平均値の平均	4.41	4.50	4.46	4.38	4.41	平均値のレンジ	4.13～4.71	4.31～4.79	4.31～4.79	4.16～4.88	4.08～4.83
(n=13)	目的的理解	興味	意義	役に立つ	質向上への寄与																			
平均値の平均	4.41	4.50	4.46	4.38	4.41																			
平均値のレンジ	4.13～4.71	4.31～4.79	4.31～4.79	4.16～4.88	4.08～4.83																			
自己評価	F D研修会を有効に行うための「F D評価シート」の活用と、統一した評価アンケートによる質向上委でのコントロールに関して、アンケートの結果が良好であったことも含めて有効なP D C Aサイクルであると評価した。F D研修会の目的や本学の質向上への寄与を理解した上で受講し、興味や意義、今後への活用について高く評価されていた。今後とも効果的なF D研修会を実施し評価していくこととしている。教員個人が自らの能力育成を意識した上で多様な研修を選択できるように教育機会を提供することが重要であると考えている。																							
関連資料	①F D評価シート、②F D共通評価フォーム、③2022年度F D評価、④F Dマップ																							

タイトル (No. 5)	大学のミッションを果たすための新型コロナウイルス感染症対応																		
分析の背景	新型コロナウイルス感染症対策においては、危機管理体制を構築し、情報収集及び分析を行い、大学のミッションである学修の継続を第一に大学運営を行い、学生への就職支援、経済的支援等を行った。本学のさらなる組織体制強化のため、改善点を抽出する必要があると考え、分析した。																		
分析の内容	<p>1. 情報分析に基づく危機管理体制の構築と評価</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る危機管理対策本部を設置し、情報共有と分析を行い、感染症危機管理アドバイザーの助言を踏まえて対策を行った。それらの内容を報告書に取りまとめ公表した。</p> <p>2. 支援の実施状況</p> <p>1) 新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>国や県の動向を踏まえ、危機管理対策本部において、速やかに対策を変更した。県立中央病院、実習医療機関及び商工会議所と連携して、ワクチンの接種機会を早期に提供した。</p> <p>2) 最大限の学修の保障</p> <p>対面授業により授業継続が可能となるように、大学の対応方針に加え、教務関連対応に係るガイドラインを策定し、教室の換気方法、マイクの消毒、体調不良時の対応等を教員に伝え、対策を徹底した。実習施設との連携により可能な限り学外実習を行い、調整がつかない実習は代替として学内実習を行った。また、新型コロナウイルス対策の基本的な原理や考え方を学生に正しく伝え、自ら考え・行動させることを通じ、保健医療福祉専門職が身につけるべきコンピテンシーを高める教育につなげた。</p> <p>3) 就職活動の支援</p> <p>就職活動における Web 面接等の増加傾向を踏まえ、Web 面接用の機器類や面接ブースを整備した。</p> <p>4) 学生生活の支援</p> <p>主要なアルバイト先である飲食店の営業の制限を踏まえ、一時貸付金の実施、食糧支援等の生活支援を行った。実習施設からの要請により、実習施設の変更に伴う宿泊やPCR検査の実施が必要となったことから、後援会と連携し、これらに係る費用の助成を行った。</p> <p>5) ICTを活用した情報共有等</p> <p>Webex®による対策の協議、情報伝達等を行ったことで、速やかな方針決定及び実行ができた。本学の対応方針や感染症発生状況等について、ホームページを通じて速やかに情報提供を行った。</p> <p>3. 実施結果と分析</p> <p>卒業時学生満足度調査</p> <table border="1" data-bbox="798 1377 1476 1500"> <thead> <tr> <th>項目・年</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コロナへの対応の適切性</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>70.9</td> <td>87.2</td> </tr> <tr> <td>在学したことへの満足度</td> <td>94.1</td> <td>94.0</td> <td>94.3</td> <td>97.5</td> <td>99.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>数字はともそう思う、そう思うと回答した%</p> <p>リスクマネジメント規程に基づく危機管理体制を早期に構築したことで、学内の感染者等の情報が関係者間で即時に共有され、出校停止等の対応を速やかに決定できた。また、ウイルスの変異や感染拡大状況等により刻々と変化する国や県の対応方針を分析し、感染症危機管理アドバイザーの助言を踏まえて本学における対応方針を随時見直し、学内ネットワークにより速やかに学生及び教職員に周知する仕組みを継続したことにより、学内での大規模な感染を防ぐことができた。対面授業の継続と実習の確保に努めた結果、国家試験合格率や就職率は高い水準を保つことができた。卒業時学生満足度調査において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中でも在学したことの満足度が高く保たれ、対応の適切性も一定の評価を受けた。</p>	項目・年	2018	2019	2020	2021	2022	コロナへの対応の適切性				70.9	87.2	在学したことへの満足度	94.1	94.0	94.3	97.5	99.4
項目・年	2018	2019	2020	2021	2022														
コロナへの対応の適切性				70.9	87.2														
在学したことへの満足度	94.1	94.0	94.3	97.5	99.4														
自己評価	県や国の情報の収集・分析及び就職や生活に係る学生のニーズを把握し、これを踏まえた対策を速やかに決定・実行し、学生、教職員、関係機関及び県民に対して積極的に情報提供を行う体制を構築した。この体制の下で、対面授業の継続、遠隔授業の体制構築、実習の確保、ワクチン接種率の向上等の具体的な対策に取り組んだ結果、高い国家試験合格率及び就職率、学生満足度を維持できたと評価する。																		
関連資料	① リスクマネジメント規程 、② 新型コロナウイルス感染症対策実施報告書 、③ 新型コロナウイルスへの対応について (第 24 版) 、④ 卒業時学生満足度調査結果 、⑤ 国家試験合格率 、⑥ 就職率																		



Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

本学の理念は「青森県の保健、医療及び福祉に係る諸課題の解決に向けて、『いのち』を育んできた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進め、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成するとともに、青森県立保健大学を地域に開かれた大学として地域社会、ひいては国際社会の発展に貢献する。」である。この理念を要素として分解すると、①青森県の健康課題の解決に貢献すること、②地域特性を生かした教育研究活動を行うこと、③実践力のある人間性豊かな人材を育成すること、④地域に開かれた大学として社会の発展に貢献すること、と読み取ることができる。本学はこの理念に向けて様々な取組を行ってきた。ここでは、特色ある大学の教育研究として5つの取組を抽出した。

No. 1 : 「大学の理念・使命に向かう部局横断的活動」は、組織的側面での特徴的な取組である。専門職教育を基盤とした学部組織、多職種連携や学際的研究の推進を目的に横断的領域群とした大学院組織、研究と地域貢献並びに地域の専門職育成等を連動させたキャリア開発センターとヘルスプロモーション戦略研究センター（以下「研究センター」という。）の4つの組織や機能を関連づけて運営している。その結果、人材育成、研究、地域貢献を併せた自律的・創造的活動の推進につながり、理念の要素①～④遂行のための基盤を形成している。

No. 2 : 「Interprofessional Education (IPE) を基盤とした地域のヘルスリテラシー向上を目指す教育」は、理念の要素①～④に関連する学部の取組である。多職種連携教育を1年次から4年次まで切れ目なく、地域の健康課題を直接解決する内容と方法で行うヘルスリテラシー科目群を含むカリキュラムを運用した。学生のリテラシーやコンピテンシー、コミュニティ意識の向上につながる実証され、他大学の参考になる教育的取組である。

No. 3 : 「地域に根差した看護職育成のための入試から卒業後までの教育的支援」は、理念の要素①、③、④に関連するキャリア開発センターを主体とした取組である。地域包括ケアを推進する看護職を育成するために特別枠の入試を行い、入学から卒業後まで支援する。地元への人材輩出という側面のみならず、地域に強い高度な実践力をもつ看護職の育成、地域の医療施設間の人材交流の基盤づくりは、先進的であり他大学の参考となる取組である。

No. 4 : 「地域と研究者をつなぐプラットフォームを目指したヘルスプロモーション戦略プロジェクト型研究の推進」は、理念の要素①～④に関連する研究センターを主体とした取組である。地域課題の解決に資する研究プラットフォームの構築を目的とした学内助成を行い、学際的な視点から構成されるチームによる研究を支援した。地域課題を解決する方略として研究を位置づけ、若手研究者や実践家の育成にも資する特色ある取組である。

No. 5 : 「県の健康課題解決に資する公衆衛生学修士 (MPH) コースの設置」は、理念の要素①～④に関連する大学院の取組である。公衆衛生の健康課題が山積している青森県の現状を踏まえ、2023年度に修士（公衆衛生学）（以下「MPH」という）の学位を追加した。医師、看護師、薬剤師など多様な職種から多くの志願者があった。MPHを取得可能な大学院は東北地方で2校目であり、特に地域特有の健康課題を解決するための活動の中核を担う人材育成と研究推進は、地域ニーズに応えるものとなっており、他大学の参考になる取組である。

これらの取組は、主体となる組織が目的に沿った自己評価活動を行い、継続的質向上委員会にて報告・審議し、年度計画及び中期計画の進捗管理を行うことで、本学の理念の達成に向け、全学的な取組となっている。

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	大学の理念・使命に向かう部局横断的活動	45
2	Interprofessional Education (IPE) を基盤とした地域のヘルスリテラシー向上を目指す教育	46
3	地域に根差した看護職育成のための入試から卒業後までの教育的支援	47
4	地域と研究者をつなぐプラットフォームを目指したヘルスプロモーション戦略プロジェクト型研究の推進	48
5	県の健康課題解決に資する公衆衛生学修士 (MPH) コースの設置	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	大学の理念・使命に向かう部局横断的活動
取組の概要	<p>保健、医療及び福祉の国家資格に係る学科から構成される学部教育を中心に25年前に開設された本学では、「部局縦割り」の組織運営が旧来行われてきた。一方、多職種連携や学際的研究の重要性が高まる中で、2017年度からは大学院を横断的領域群に再構築し、2020年度からは研究と地域貢献並びに地域の専門職育成等を連動させたキャリア開発センター及びヘルスプロモーション戦略研究センターを立ち上げた。さらに2022年度からは、学部及び大学院、附属図書館、2つのセンターが、大学理念や情報を共有し、短期・中期的意思決定へとつなげる組織に変革した。</p>
取組の成果	<p>1. 学部・大学院組織の改編とその成果 保健、医療及び福祉の国家資格に係る学科から構成される学部教育においては、高い国家試験合格率や就職率等の成果をあげてきた。大学院や研究への取組を促進するために、学部の「2階建て」といった大学院組織を、「保健・医療・福祉政策システム」「対人ケアマネジメント」「基礎研究・実用技術」の3領域に改編した。<u>定員を大きく割っていた博士前期課程の入学人数をV字回復させるとともに、多職種の社会人がともに学び、研究を進めるプラットフォームとしての大学院へと発展させた。</u></p> <p>2. キャリア開発センター及びヘルスプロモーション戦略研究センターの設置（改組）とその成果 研究推進、地域貢献、国際交流、並びに研修事業を各々の「科」が所管し、相互の連動性が乏しい状況を改善するために、キャリア開発センター及びヘルスプロモーション戦略研究センターへと改組した。さらに、大学院との連携を強化することにより、地域で専門職として働く社会人大学院生（修了生を含む）を研究プロジェクトに加える、あるいは大学院の授業の一部を地域の高度専門職育成の機会に活用する等を行い、研究と人材育成並びに地域貢献を併せて行うことができるようになった。<u>これらは「特色ある教育研究の取組み」のNo. 2～5につながる成果（下図）となっている。</u></p> <div data-bbox="534 1041 1337 1433" data-label="Diagram"> </div> <p>3. 部局横断的活動の推進とその成果 「部局縦割りの」各年度予算の枠組みや執行について、大学全体を俯瞰しながら、限られた資源を年度計画に連動させながらメリハリをつけて活用するために、部局横断的な重要テーマを設定し、現状や課題のレビュー、それらを共有した上での部局長等が自由なアイデアや意見を交換する「企画経営懇談会」を開始した。これにより、<u>学部の連携教育、研究推進、学生支援、情報インフラの再構築等について、今後の方向性の確認や、重点的な取組等の決定に結びつけることができた。</u></p>
自己評価	<p>教育研究において、俯瞰的な視点や横断的な連携の重要性が強調されるようになって久しいが、一般論として組織運営上、旧弊による「縦割り」の解消は簡単なことではない。そのような中で、<u>小規模大学であることのメリットを生かし、限られた予算や人的資源を有効に活用して、最大限の効果が得られるような組織改革や部局連携を着実に進めることにより、大学の理念や新しい社会ニーズである「地域包括ケア」を担う人材育成にさらに資することができるようになった。</u>組織の改革は未だ途上であるが、大学全体としての方向性を共有しながら順調に進捗し、成果を挙げていると自己評価している。</p>
関連資料	<p>①キャリア開発センター運営委員会規程、②ヘルスプロモーション戦略研究センター運営委員会規程、③2022年度企画経営懇談会テーマ等一覧</p>

タイトル (No. 2)	Interprofessional Education (I P E) を基盤とした地域のヘルスリテラシー向上を目指す教育
取組の概要	<p>本学は「青森県の保健、医療及び福祉に係る諸課題の解決に向けて地域特性を生かした教育研究活動を進める」ことを理念とし、連携・協調して保健、医療及び福祉の中核的役割を果たせる人材の育成を使命としている。そのために4学科合同科目を設け、Interprofessional Education (「多職種連携教育」、以下「IPE」という。)を推進してきた。2018年度から開始した第5次カリキュラムにおいて、ディプロマ・ポリシー (以下「DP」という。)で「統合的実践力」の育成を、カリキュラム・ポリシーでIPEの充実を掲げ、学科の専門職性を超えたチームケアができ、青森県の課題である「ヘルスリテラシー (以下「HL」という。)向上」を目的としたヒューマンケアを実践・統合できる人材の育成を目指し、健康科学部共通科目にHL科目群を配置して教育を実践し、学生の能力向上を実証した。</p>
取組の成果	<p>1. 裏付けとなる組織と継続性</p> <p>本取組は、カリキュラムを所掌している教務委員会において成果を把握・分析し、継続的質向上委員会でこの内容を報告して年度計画に反映し、カリキュラムの検討材料としている。</p> <p>2. 取組のねらいと特徴</p> <p>HL科目群 (右図) では、学修進度に見合った科目を4年間切れ目なく配置している。特に、すべての教育の集大成となる4年次のヘルスケアマネジメント実習では、3年次の地域包括支援論を実践応用し、4学科混成チームが地域住民に直接的に関わりながら、対象者のQOLや健康状態、並びにHLに関する諸課題を抽出し、ケアプランを立案する実習を行っている。</p> <p>3. 取組の成果</p> <p>ヘルスケアマネジメント実習では、4学科の学生の特性を生かしたチームの中で、地域や人をより良く理解し、ニーズや健康課題を的確に把握し、対象に寄り添うケアプランが立てられており、多職種が地域と連携して課題解決を図るとい、「統合的実践力」が身につく教育となっていることが確認できた。</p> <p>教育成果のモニタリングのために、PROGテスト (外部の標準化されたテストであるジェネリックスキル測定・育成ツール)、及び社会的スキル、連携能力、HL、コミュニティ意識について学年経過を追って評価した。この結果、社会的スキル、連携能力、HLについては1年次が高く、2、3年次で低くなり、4年次では最高値となった。コミュニティ意識は1年次が高く、2年次には低下し、その後はほとんど変化がなかった。PROGテストでは、類似校と比し、リテラシーがすべての学年で高く推移していた。コンピテンシーは基準値と同程度であったが、4年間を通じて成長し続けていた。特に4年次の自信創出力、協働力の成長は他大学にはない独自の特徴であり、HL科目群で目的としている能力を確実に身につけていることが確認できた。これらは研究成果報告書として発表している。</p> <div data-bbox="762 667 1412 1146" data-label="Diagram"> <p>健康科学部共通科目【ヘルスリテラシー科目】 (4学科合同・必修・8科目9単位)</p> <p>4年次: ヘルスケアマネジメント論、ヘルスケアマネジメント実習</p> <p>3年次: 地域包括支援論</p> <p>2年次: 職業倫理とヘルスコミュニケーション、セーフティプロモーション</p> <p>1年次: ヘルスプロモーション概論、ヘルスプロモーション演習、健康情報リテラシー</p> <p>健康科学リテラシー 健康の概念とヘルスリテラシー、生活者主体の保健福祉活動の基本理念やヘルスプロモーションの基本の考え方を学習し、多職種との「連携」の意義をつくる 健康に関する情報を適切に取得し、活用するための基礎的知識と方法を身につける</p> <p>倫理的態度・多職種協働 役割として必要な倫理的な態度、多職種連携とコミュニケーションの基礎的知識と方法を身につける 多職種協働・地域における問題解決力</p> <p>専門的知識に根差した実践力・問題解決力 多職種連携にかかわる事例検討から、自身の専門職の役割について理解を深める 専門的知識に根差した実践力・リーダーシップマネジメント 協働に必要な能力を身に付け、地域住民のヘルスリテラシーの向上のための取組みを実践できる</p> </div>
自己評価	<p>本学のHL科目群は、地域のHL向上を目指して地域特性を生かした教育を行うという、本学の設置理念に合致した特色ある教育研究活動であり、DPに掲げている「統合的実践力」が身につく教育となっている。種々の評価結果から、本科目群の教育内容・方法は、自信創出力、協働力の成長という点で、他大学に優位性を有している。指定規則による単位数が増加している中、学生や教員の時間確保にさらなる工夫が必要とされるが、今後も継続し強化していくべき教育である。</p>
関連資料	<p>①ヘルスリテラシー ～青森県立保健大学の革新的取り組み～、②2022年度ヘルスケアマネジメント実習要項、③2022年度ヘルスケアマネジメント実習報告会発表プログラム、④PROG基礎力測定テスト全体傾向報告書 (2021)、Part 1及びPart 2、3、⑤古川照美、大西基喜、他：ヘルスリテラシー関連科目の教育効果に関する研究。2019年度研究推進・知的財産センター指定型研究ヘルスリテラシー促進研究成果報告書</p>

タイトル (No. 3)	地域に根差した看護職育成のための入試から卒業後までの教育的支援
取組の概要	<p>本学は「青森県の保健医療福祉に係る諸課題の解決に向け、ヒューマンケアを実践できる人材を育成する」ことを理念に掲げている。現在の日本の医療システムでは、人々が住み慣れた地域で十分な医療を受けながら暮らし続ける「地域包括ケア」を推進している。これを推進するためには、機能分化した医療施設間の連携が最重要課題である。そこで、地域包括ケアの推進に必要な連携能力を持つ看護職を育成して地域に定着させることを目的に、入試から卒業後に至る看護職育成プログラムを開発した。</p>
取組の成果	<p>1. 裏付けとなる組織と継続性</p> <p>2017年度から取組に向けた検討を開始し2021年度から運用している。本事業はキャリア開発センター下にある地域定着推進部会が運営している。看護師の資格をもつキャリアサポートコーディネーター(CSC)を配置し、学生や参加する病院等への支援を行っている。事業の経過や成果は継続的質向上委員会に報告し、協議の上で年度計画に反映している。</p> <p>2. 取組のねらいと特徴</p> <p>地域包括ケアの推進に必要な能力を持つ看護職を育成し地域に定着させることが目的であり、2019年度に入学者選抜の変更に係る予告を行い、2021年度入試から学校推薦型選抜に「看護学科地域定着枠(キャリア形成支援枠)」を設け、現在3年生まで在学中である。取組内容は図のとおりである。</p> <div data-bbox="363 801 1469 958" data-label="Diagram"> </div> <p>3. 取組の成果</p> <p>1) 選抜: 通常の選抜方法に加え、「居住している市町村はどんなところか」をテーマにプレゼンテーションを行わせた上で選抜した。合格者(志願者)の年次推移は6名(志願者数27名)、5名(志願者数12名)、5名(志願者数7名)であり、募集人員5名以上を維持している。</p> <p>2) キャリアプランを協働して開発する連携病院の発掘: 県内5圏域の自治体病院、5法人が参加しており、県全域をカバーしている。ローテート勤務する病院間では、当該卒業生にとって待遇や給与面での不利益が生じないように連携協定を締結した。病院看護部と大学とが協働してキャリアプランを作成した。この過程で、「地域に必要とされる看護師像が明確になった」「大学院への進学も含めたプログラムとしたい」「人事交流の仕組みを活用して地域の医療を支えたい」という反応があった。</p> <p>3) 学生の支援とその成果: 病院との交流会では、学生から、「地域の課題についてどのように考えているか、目指す資格が取得できて活用できる環境か、ローテート先で学びたいことは学べるか」、などの質問があり、病院側は要望に沿ったプログラムとなるように変更を加えていた。事後アンケート結果から「とても有意義な交流会であった」という反応があった。病院見学では、それぞれの病院の機能について理解し、「患者さんからも意見を聞いてみたい」という要望が出された。また、キャリアサポートガイドにある学生の声から、地域包括ケアを推進できる看護職となるため、前向きに活動に取り組み、やる気と地元愛に満ちている姿がうかがえる。</p> <p>4) 病院及び圏域への波及効果: 看護管理者を対象に「患者と地域をつなぐ看護師育成研修会」を開催し講演会やグループワークを行った。延べ87病院183名が参加した。地域定着枠の取り組みの有意性を理解し、「今後の地域の看護職育成のための示唆に富んでいる」という反応が多かった。</p>
自己評価	<p>看護職定着を推進することは青森県にとって重要であり、本学に求められている役割でもある。<u>この事業は単に県内就職率を向上させることに留まらず、地域医療の充実に資するものである。奨学金等の経済的支援ではなく、キャリアプランの育成支援により、地域に愛着を持ち、やる気のある学生を育成できていると評価する。</u>病院間の連携協定は、他の人事交流にも活用できるものであり県の地域医療構想を一層推進していくものである。日本で類を見ない先駆的な試みかつ本学の理念と設置の目標に合致した取組であり、事業の途上ではあるが一定の成果が得られていると自己評価する。</p>
関連資料	<p>①学校推薦型選抜学生募集要項、②キャリアサポートガイド、③地域定着枠Q&A、④「地域定着枠学生と看護管理者との交流会」アンケート結果、⑤患者と地域をつなぐ看護師育成研修会を振り返って</p>

タイトル (No. 4)	地域と研究者をつなぐプラットフォームを目指したヘルスプロモーション戦略プロジェクト型研究の推進
取組の概要	<p>本学の「教育研究拠点として成果を広く地域社会に還元するとともに、地域貢献活動を展開し、県民の健康と生活の向上に寄与する」使命を果たすため、ヘルスプロモーション戦略研究センター（以下「研究センター」という。）では、地域の保健、医療及び福祉の課題解決と、大学院修了生らの研究継続と臨地の場の課題解決を支援するプロジェクト型研究を企画し、2020年度より開始した。地域への研究成果の還元を行い、一定の成果を上げている。地域課題の解決に向けて、研究、教育及び地域貢献を連動させた特徴的な取組となっている。</p>
取組の成果	<p>1. 裏付けとなる組織と継続性</p> <p>研究センターが主体となり、第三期中期計画に基づいて実施している。法人の目的積立金を原資とし、計画的に予算措置を行っている。申請課題について、目的に合うものかを審査・決定し、研究費を助成する。外部有識者1名と教員4名からなるプログラムオフィサー（以下「PO」という。）によるマネジメント（企画、評価、進捗確認、助言）を実施し、年1回の公開報告会を開催している。成果は継続的質向上委員会に報告され、次年度計画に反映させている。</p> <p>2. 取組のねらいと特徴</p> <p>1) ねらい：学際的視点から構成されるチームにより、地域の課題解決に資する研究を外部団体や研究者・実践家等との様々な連携のもとに実施し、研究成果を発信するとともに、社会実装へとつなげることが主目的である。また、保健、医療及び福祉専門職として勤務している大学院修了生の研究継続支援を目的としている。</p> <p>2) 取組の内容：2020年度からの3年間で、「保健医療福祉分野におけるヘルスコミュニケーション（以下「HC」という。）に関する研究」「多層的予防介入による壮年期自殺予防プログラム効果評価研究」「軽度要介護者の就業支援も見据えた自活促進モデルの構築」の3研究が実施された。</p> <p>3) 取組の成果：代表例として「保健・医療・福祉におけるHC」研究班について紹介する。</p> <p>①地域プラットフォームとしての研究推進体制：看護師、保健師、管理栄養士、医師、歯科衛生士、社会福祉士が協働する職種・学科横断的な体制であり、うち、大学院を修了した客員研究員2名（保健師、歯科衛生士）、現役大学院生1名（管理栄養士）、若手教員2名（社会福祉士、看護師）が参画しており、臨地現場の課題への研究的取組が支援されている。</p> <p>②学術的貢献：日本公衆衛生学会等の学会での発表24題、本学が主催する2022年度青森保健医療福祉研究発表会におけるプロジェクト型研究3研究班によるポスター発表を実施した。4件の論文が掲載され、研究成果を発信している。</p> <p>③研究成果の地域への還元：研究センターと協働して、公開講座を企画した。「医療におけるよりよいコミュニケーション」「ウィズコロナの保健活動におけるHC」「医療・福祉の視点からのHC」の全3回を、若手研究者2名を含む本研究班の班員が務めた。公開講座には、延べ325名が参加し、地域住民への研究成果の還元がなされている。3研究班による研究の概要は、大学ホームページに掲載している。</p> <p>④臨地現場への研究成果の実装：東北・北海道の医師、看護師、患者を対象にWeb調査を行い、それぞれの患者中心の志向性に関する実態解明に大学院修了生が取り組み、患者の意思決定支援の改善に寄与する成果を得た。地域住民への介入はコロナ禍の影響でできなかったが、今後の実装を予定している。</p>
自己評価	<p>コロナ禍のため、当初のスケジュールでは研究は遂行されず、社会実装までにはたどり着かなかったが、<u>職種・学科横断的で、かつ若手研究者・大学院修了生の人材育成の機会となり、研究成果の発信、地域への還元が行われたと評価する。</u>研究的な視点をもって地域課題の解決を行うことは、大学としての大きな役割の一つであり、第2期プロジェクト型研究（2023年度から）の公募を、2022年度末に開始した。採択されるプロジェクト型研究において、社会実装、若手研究者・大学院修了生の研究継続支援ができるように、POとともに企画・進捗の管理を行う。なお、プロジェクト型研究のシーズとなる学科横断的組織での研究を促すために、2023年度から学科横断研究（単年度）を創設した。</p>
関連資料	<p>①2020年度プロジェクト型研究募集要領、②2022年度公開講座チラシ、③2020～2022年度プロジェクト型研究 各研究班最終報告書、④「青森県の保健医療福祉分野におけるHCに関する研究」研究報告書</p>

タイトル (No. 5)	県の健康課題解決に資する公衆衛生学修士（MPH）コースの設置
取組の概要	<p>青森県では短い平均寿命の問題をはじめとして感染症等の健康危機管理、生活の質向上といった公衆衛生上の健康課題が山積している。それらの課題解決のための活動の中核を担う人材を育成する必要性があった。そこで、修士（公衆衛生学）（以下「MPH」という。）の学位を追加（通称：MPHコース）した。本コースは、青森県という地域全体を「研究フィールド」とし、国内外で通用する、公衆衛生学のグローバルスタンダードとなる科目群を基盤として教育、研究を行うものである。MPHの学位を取得可能な大学院は、東北地方で2校目であり、地域課題の解決に資する特徴的な取組である。</p>
取組の成果	<p>1. 裏付けとなる組織と継続性 研究科が主体となり、第三期中期計画に基づいて設置・運営している。成果は継続的質向上委員会に報告され、次年度計画に反映されている。</p> <p>2. 取組のねらい</p> <p>1) ねらい：公衆衛生の指導的、実践的な役割を果たすことができる人材の育成を目的とし、「青森県の健康を丸ごと探求し、世界に還元する人材を育成する」ことをスローガンに掲げている。</p> <p>2) モジュール方式を生かした柔軟かつ実践的なカリキュラム：「基盤科目」「専門科目」「特別研究（修士論文研究）」からなり、さらに今日的なテーマを含む5つのコア領域（疫学、社会行動科学、環境産業保健学、保健政策・医療管理学、生物統計学）に属する科目を配置した。本学の専任教員に加え、公衆衛生学の先駆的な大学等から外部講師を招き、教室での直接的な指導とオンライン受講を組み合わせたハイフレックス型授業を通じ、グローバルあるいはローカルな視点からの柔軟かつ実践的な教育研究活動を行える体制を整えた。特別研究では公衆衛生を基盤とする研究テーマを幅広く指導できる研究指導教員を配置した。</p> <p>3) 地域行政との連携：青森県と連携して、県内の公衆衛生に係る保健、医療及び福祉の行政職者を対象に、本コース科目の聴講枠を設けている。これにより、地方行政における施策の提言や公衆衛生実務の指導的立場において貢献できる人材の育成を図る。</p> <p>3. 取組の成果</p> <p>2023年度からの取組であるため、成果の評価には限界があるが、ニーズ分析と入試結果から評価した。</p> <p>1) 保健、医療及び福祉の各分野からのニーズ：本学大学院修士課程生への調査では、54%が「在学中にMPHコースがあれば学びたい」と回答した。公衆衛生学の研究分野をリードする4名のシンポジストを招き、開設記念シンポジウムを開催した。90名の参加者があり、その後の調査では、参加者の71%が「本コースの役割と期待」について理解を深めたと答え、また83%から「本コースで学べる内容は自身の職業に役に立つ」との回答があった。</p> <p>2) 2023年度の入試状況：博士前期課程全体で定員10名に対し、本コースの志願者だけでも16名となり、そのうち11名が合格した。職種は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師・保健師等であった。在住地域は、青森県、東京都、三重県と広範囲であった。研究指導教員は、医師の資格を持つ者6名、看護師・保健師の資格を持つ者12名である。<u>志願者が多かったことは、本コースが地域のニーズに合うものであると分析した。また、多職種にわたったことは、学生の視野を広げ、学びの質を高め、多領域での貢献が期待できると評価している。</u></p>
自己評価	<p><u>青森県、東北の保健、医療及び福祉課題の解決のための中核的人材育成を行う、特徴的かつ必要性の高い取組であると自己評価する。</u>青森県をフィールドにすることで直接的に地域貢献することも可能であると考えている。今後、本コースの成果について、学生の満足度や修了後の進路、教員構成やカリキュラム、地域連携の実績等という多方面から評価していく必要があると考えている。</p>
関連資料	<p>①大学院案内 2023、②MPHコース関連科目及び修了要件、③大学院「MPHコース」開設記念シンポジウム レポート、④MPHコース開設記念シンポジウム アンケート集計結果</p>

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1 (2023年5月1日現在)

事項		記入欄							備考										
大学の名称		青森県立保健大学																	
学校本部の所在地		青森県青森市大字浜館字間瀬58-1																	
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日		所在地					備考										
	健康科学部 看護学科 健康科学部 理学療法学科 健康科学部 社会福祉学科 健康科学部 栄養学科	1999年4月1日 同上 同上 2008年4月1日		青森県青森市大字浜館字間瀬58-1 同上 同上 同上															
	大学院課程	開設年月日		所在地					備考										
	健康科学研究科専攻博士前期課程 健康科学研究科専攻博士後期課程	2003年4月1日 2005年4月1日		青森県青森市大字浜館字間瀬58-1 同上															
	専門職学位課程	開設年月日		所在地					備考										
別科等	開設年月日		所在地					備考											
学生募集停止中の学部・研究科等		—																	
教員組織	学部・学科等の名称	専任教員等							非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考								
	健康科学部 看護学科	教授 13人	准教授 9人	講師 7人	助教 6人	計 35人	基準数 13人	うち教授数 7人	助手 8人	122人	12.49人	「非常勤教員」については、人間総合科学科目等の学科共通の科目があるため、学部全体の人数で表記する。							
	健康科学部 理学療法学科	7人	2人	3人	3人	15人	12人	6人	2人	—	8.933人								
	健康科学部 社会福祉学科	8人	1人	3人	3人	15人	12人	6人	1人	—	14.2人								
	健康科学部 栄養学科	7人	7人	0人	2人	16人	8人	4人	1人	—	8人								
(大学全体の収容定員に合わせた教員数)	—	—	—	—	—	13人	7人	—	—	—	—								
計	35人	19人	13人	14人	81人	58人	30人	12人	122人	—	—								
学部・学科等の名称	教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当当数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家教員数	うち2項該当当数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考
—	人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人	
—	人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人	
—	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—
大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員							助手	非常勤教員	備考								
健康科学研究科専攻博士前期課程	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員	備考								
健康科学研究科専攻博士後期課程	40人	28人	11人	51人	6人	4人	6人	12人	—人	49人									
健康科学研究科専攻博士後期課程	27人	22人	—人	27人	6人	4人	6人	12人	—人	1人									
計	67人	50人	11人	78人	12人	8人	12人	24人	0人	50人									
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任教員							助手	非常勤教員	備考								
—	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家教員数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員	備考								
—	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人									
—	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人									
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人									

施設・設備等	区分	基準面積	専用			共用			共用する他の学校等の専用	計	備考
			専有	共有	共有	共有	共有	共有			
校地等	校舎敷地面積	—	69161 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	69161 m ²		
	運動場用地	—	21064 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	21064 m ²		
	校地面積計	8790 m ²	90225 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	90225 m ²		
	その他	—	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²		
校舎等	区分	基準面積	専用			共用			共用する他の学校等の専用	計	
	校舎面積計	7133 m ²	35592 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	35592 m ²		
	学部・研究科等の名称	室数									
	看護学科	35 室									
	理学療法学科	15 室									
	社会福祉学科	15 室									
	栄養学科	16 室									
	研究科	0 室									
	区分	講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	青森県立保健大学	19 室	45 室	11 室	2 室	6 室					
	室	室	室	室	室						
	室	室	室	室	室						
図書館・図書資料等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数								
	青森県立保健大学附属図書館	1997 m ²	150 席								
		m ²	席								
		m ²	席								
図書資料等	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕							
	青森県立保健大学附属図書館	140015〔27942〕冊	2758〔623〕種	2277〔615〕種							
		〔 〕冊	〔 〕種	〔 〕種							
		〔 〕冊	〔 〕種	〔 〕種							
	計	140015〔27942〕冊	2758〔623〕種	2277〔615〕種							
体育館	面積										
	青森県立保健大学	2064 m ²									
	m ²										

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 6 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考」欄に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 9 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含まれません。
- 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
 - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 13 「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6、並びに「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）、及び学士課程（専門職学科等）においては、1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「—」としてください。
- 15 「学士課程」または「学士課程（専門職学科等）」のうち、兼学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家教員の数に（ ）で添えて記入してください。なお、ここにいう「実務家教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき兼学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用している面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用している敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入しない教員の実験室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(2023年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	入学定員に対する平均比率	備考
健康科学部	看護学科	志願者数	416	402	445	404	342	107%	
		合格者数	113	113	119	112	113		
		入学者数(A)	109	109	114	112	108		
		入学定員(B)	100	100	105	105	105		
		入学定員充足率(A/B)	109%	109%	109%	107%	103%		
		在籍学生数(C)	438	433	438	442	437		
		収容定員(D)	420	420	415	410	415		
		収容定員充足率(C/D)	104%	103%	106%	108%	105%		
	理学療法学科	志願者数	141	143	150	120	131	108%	
		合格者数	34	35	34	34	32		
		入学者数(E)	33	34	34	32	32		
		入学定員(F)	30	30	31	31	31		
		入学定員充足率(E/F)	110%	113%	110%	103%	103%		
		在籍学生数(G)	130	129	132	134	134		
		収容定員(H)	124	124	123	122	123		
		収容定員充足率(G/H)	105%	104%	107%	110%	109%		
	社会福祉学科	志願者数	129	151	100	136	160	105%	
		合格者数	58	58	52	59	59		
		入学者数(E)	52	53	49	51	57		
		入学定員(F)	50	50	50	50	50		
		入学定員充足率(E/F)	104%	106%	98%	102%	114%		
		在籍学生数(G)	219	214	210	208	213		
		収容定員(H)	212	212	212	212	212		
		収容定員充足率(G/H)	103%	101%	99%	98%	100%		
栄養学科	志願者数	128	110	112	71	131	105%		
	合格者数	34	34	36	31	33			
	入学者数(E)	32	31	32	30	30			
	入学定員(F)	30	30	30	30	30			
	入学定員充足率(E/F)	107%	103%	107%	100%	107%			
	在籍学生数(G)	136	134	133	131	128			
	収容定員(H)	129	129	129	129	129			
	収容定員充足率(G/H)	105%	104%	103%	102%	99%			
学部合計	志願者数	814	806	807	731	764	106%		
	合格者数	239	240	241	236	237			
	入学者数(I)	226	227	229	225	229			
	入学定員(J)	210	210	216	216	216			
	入学定員充足率(I/J)	108%	108%	106%	104%	106%			
	在籍学生数(K)	821	810	813	815	812			
	収容定員(L)	885	885	879	873	879			
	収容定員充足率(K/L)	104%	103%	104%	105%	104%			

<編入学>

学部名	学科名	項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	備考
健康科学部	看護学科	入学者数(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学者数(3年次)	1	0	—	—	—	
		入学定員(3年次)	10	10	—	—	—	
		入学者数(4年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(4年次)	—	—	—	—	—	
		入学者数(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(2年次)	—	—	—	—	—	
	理学療法学科	入学者数(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学者数(3年次)	0	0	—	—	—	
		入学定員(3年次)	2	2	—	—	—	
		入学者数(4年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(4年次)	—	—	—	—	—	
		入学者数(2年次)	0	1	1	0	1	
		入学定員(2年次)	4	4	4	4	4	
	社会福祉学科	入学者数(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学者数(3年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(3年次)	—	—	—	—	—	
		入学者数(4年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(4年次)	—	—	—	—	—	
		入学者数(2年次)	2	2	0	2	1	
		入学定員(2年次)	3	3	3	3	3	
栄養学科	入学者数(2年次)	—	—	—	—	—		
	入学定員(2年次)	—	—	—	—	—		
	入学者数(3年次)	—	—	—	—	—		
	入学定員(3年次)	—	—	—	—	—		
	入学者数(4年次)	—	—	—	—	—		
	入学定員(4年次)	—	—	—	—	—		
	入学者数(2年次)	2	2	0	2	1		
	入学定員(2年次)	3	3	3	3	3		
学部合計	入学者数(2年次)	2	3	1	2	2		
	入学定員(2年次)	7	7	7	7	7		
	入学者数(3年次)	1	0	0	0	0		
	入学定員(3年次)	12	12	0	0	0		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		

<大学院研究科>

学科名	課程	項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	入学定員に対する平均比率	備考
健康科学研究科	博士前期課程	志願者数	12	11	13	17	34	142%	
		合格者数	10	10	12	15	24		
		入学者数(A)	10	10	12	15	24		
		入学定員(B)	10	10	10	10	10		
		入学定員充足率(A/B)	100%	100%	120%	150%	240%		
		在籍学生数(C)	23	26	29	30	41		
		収容定員(D)	20	20	20	20	20		
		収容定員充足率(C/D)	115%	130%	145%	150%	205%		
	博士後期課程	志願者数	7	6	5	8	13	170%	
		合格者数	7	6	5	6	10		
		入学者数(E)	7	6	5	6	10		
		入学定員(F)	4	4	4	4	4		
		入学定員充足率(E/F)	175%	150%	125%	150%	250%		
		在籍学生数(G)	16	19	21	24	25		
		収容定員(H)	12	12	12	12	12		
		収容定員充足率(G/H)	133%	158%	175%	200%	208%		
研究科合計	志願者数	19	17	18	25	47	150%		
	合格者数	17	16	17	21	34			
	入学者数(I)	17	16	17	21	34			
	入学定員(J)	14	14	14	14	14			
	入学定員充足率(I/J)	121%	114%	121%	150%	243%			
	在籍学生数(K)	39	45	50	54	66			
	収容定員(L)	32	32	32	32	32			
	収容定員充足率(K/L)	122%	141%	156%	169%	206%			

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜間課制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合とさせていただきます。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(「編入学」の表ではない方)の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。